



るが、かかるようにすべきであるといふ要請も強いわけであります。このような事情を勘案いたしまして、本法律案におきましては、存続期間延長制度を廃止することとしたのであります。

第五は、権利侵害に関する規定を新たに設けたことであります。現行の特許法には、権利侵害に関する民事の規定はなく、もっぱら民法の規定が適用されておりますが、特許権が無体財産権であるという特殊性にかんがみ民法の補助的規定として、差止請求権、損害額の推定、過失の推定等に関する規定を設けたものであります。

除斥期間を大部分廃止することとした点であります。無効審判の請求について化という点から意義ある制度なのであります。一方、これによつて弊害の公知文献に記載されていたことを理由とする場合以外は除斥期間を廃止したものです。

第七は、審判の審級を一審制としたことであります。現行の特許法におきましては、特許庁の審判機構として審判及び抗告審判の二審級が設けられておりますが、本法律案におきましては、むしろ制度の簡素化をかるを適當と考え、これを一審制とすることといたしましたのであります。

第八は、特許料を現行特許料の約二倍に値上げした点であります。これは主として経済事情の変化に伴う改正であります。

なお、このほか多くの点において発明者または権利者の利益保護の強化、

一般国民または第三者の利益と権利者の利益の調整、その他行政の改善をはかる等の見地から、現行特許法の諸規定を改善・補完いたしております。

本法律案は、さきほど提案の理由を  
行法案の提案の理由及びその概要を御  
説明いたします。

御説明いたしました特許法案が可決成  
立いたしまして施行する際に必要な経  
過的事項を内容とするものであります。

な位置は、通常その法律の附則として規定するのであります。特許法につきましては、これらの措置がきわめて

複雑多岐にわたりますので、特に独立の法律として立案したものであります。なお、特許法の施行に伴う必要な措置のうち関係諸法令の改正につきま

しては、実用新案法、意匠法、商標法と共に通する事項も少なくありませんので、これらの諸法案に関連するものも

一括して男道指揮することにいたしておられます。  
次に、本法律案の概要を御説明いたします。

したことであります。本法律案におきましては、必要な政令、省令等を整備し、あるいは法令の内容を一般の人々に周知せしめるために必要な期間をおくことを考慮して、昭和三十五年四月一日から施行することとしているのであります。

第二は、現行法によつて発生した特許権等を新法の施行後にどのように取り扱うかと、いうことについて規定した。

る社会経済情勢に即応するよう制度の整備改善をはかる必要があるのであります。

特に不可分の関係にあります特許制度の全面的な再検討を行うに際しましては、同時に本制度の再検討をあわせ行う必要があるのであります。

本法律案は、特許制度の改正案との  
調整をはかりつつ、昭和二十五年十一  
月に政府に設けられました工業所有権  
制度改正答議会の答申通り由開業各方

面の意見を取り入れまして作成いたしましたのであります。実用的考案の一そ  
うの奨励をはからうとするものであります。

次に本法律案の概要を現行実用新案法との主要な相違点という角度から御説明申し上げます。

第一は、実用新案許可の対象を型から考案に改めたことであります。現行の実用新案法におきましては、実用ある

新規な物品の型について実用新案権を  
与えることといたしております。しか  
しこのような制度のもとでは単に型が  
新規であるということで権利が与えら  
れ

ることになり、既存の技術水準から見てあまり考案力を要しないものに独占権が付与されることになるので、このような弊害を除くために改められた

ものであります。

審査することといたしました点であります。これは実用新案権の対象が型から考察に改められたため、特許権の対象と実用新案権の対象が同質のものになつたことに基く改正であります。

第三は、実用新案権の存続期間について出願公告の日から十年を経過し

を経過したときは満了することとした点であります。現行の実用新案法においては、登録の日から十年という点にあります。現行の実用新案法においては、実用新案権の存続期間は、登録の日から十年といふことにあります。登録の日から十年といふことにあります。現行の実用新案法においては、実用新案権につきましては、特許権と同様に出願公告の日から仮保護の効力が生じますので、実用新案権の存続期間は出願公告の日から十年と改めました。なお、特許権の場合と同じような趣旨から出願の日から十五年をこえるような場合には、その存続期間は出願の日から十五年をもつて終了することとしたのであります。

なおこのほか、新規性判断の基準による規定の整備、審判の審査の一審制、無効審判の除斥期間の廃止、許可料の引上等につきましても特許法案に準じて規定いたしております。

以上が本法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、可決せられますようお願い申し上げる次第であります。

ただいま提案になりました実用新案法施行法案の提案の理由及びその概要を御説明いたします。

本法律案は先ほど提案の理由を御説明いたしました実用新案法が可決成り立いたしまして施行する際に必要な経過的事項を内容とするものであります。

本法律案は特許法施行法案と同じく、法律に必要な措置を特に独立の法律として立案いたしたものであります。なお、関係諸法令の改正につきましては別途提案することにいたしてまいります。

次に、本法律案の概要を御説明いたしました。

第一は、新実用新案法の施行期日を昭和三十五年四月一日と規定したこと

であります。これは、現行法によって発生した実用新案権等を新法の施行後にどのように取扱うかということについて規定したこと

であります。第三は、新法の施行の際特許庁に係属している実用新案登録出願等の取扱いについて規定したことであります。

これらの諸点につきましては、すでに特許法施行法案の提案理由説明で述べましたところと全く同趣旨でありますので、詳細な御説明は省略させていただきます。

以上が本法律案の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上可決せられます。

これらに関する事項等について規定しております。

次第であります。

以上が本法律案の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上可決せられます。

これらに関する事項等について規定しております。

以上が本法律案の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上可決せられます。

これらに関する事項等について規定しております。

以上が本法律案の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上可決せられます。

これらに関する事項等について規定しております。

以上が本法律案の概要であります。

しかるに最近におきましては、意匠の産業上に占める役割がますます重要なものとなつて参りましたので、産業界における要請、社会経済情勢の変化等をも勘案し、現行制度の根本的整備改進しよると考へ、工業所有権改正審議会の答申を基礎に本法律案を作成した

ものとなりましたのであります。が、意匠につきましては出願前またはその意匠をばかり意匠の進歩発展をさらに促進しよると考へ、工業所有権改正審議会の答申を基礎に本法律案を作成した

善をばかり意匠の進歩発展をさらに促進しよると考へ、工業所有権改正審議会の答申を基礎に本法律案を作成した

次第であります。

次に、本法律案の概要を現行意匠法との主要な相違点という角度から御説明申し上げます。

第一は、意匠の新規性判断の基準を外國における公知および外國において領布された刊行物の記載にまで拡大いたしましたことであります。

現行の意匠法におきましては、国内で公然知られた意匠または国内に領布された刊行物に記載された意匠は、意匠権を与えるべきことになつております。

たゞいま提案になりました意匠法案の提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

意匠制度は工業所有権制度の一環であります。たゞいま提案になりました意匠法案の提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

意匠制度は新規な意匠の保護及び利用をはかることにより、意匠の創作を奨励しさらには産業の発達に寄与するものであります。

意匠制度は新規な意匠の保護及び利

用をはかることにより、意匠の創作を奨励しさらには産業の発達に寄与するものであります。

意匠制度は新規な意匠の保護及び利

用をはかることにより、意匠の創作を奨励しさらには産業の発達に寄与するものであります。

意匠制度は新規な意匠の保護及び利

用をはかることにより、意匠の創作を奨励しさらには産業の発達に寄与するものであります。

意匠制度は新規な意匠の保護及び利

用をはかることにより、意匠の創作を奨励しさらには産業の発達に寄与するものであります。

すでに公知の意匠となつてしまふものであります。

意匠法案の経過的諸規定は、きわめて複雑多岐にわたりますので、先に提案されました特許法施行法案と同様、

案されました特許法施行法案と同様、

する際に必要な経過的事項を内容とするものであります。

意匠法案の経過的諸規定は、きわめて複雑多岐にわたりますので、先に提

て複雑多岐にわたりますので、先に提

ことが必要であり、そのためには、徹底的な企業の合理化が要請されることはあらためて申し上げるまでもないことがあります。

およそ、企業の生産活動におきましては、その生産を営む場所の選定いかんに、場所の立地条件いかんが、企業の合理化を左右する決定的要因となることは論を待たぬところであります。

通商産業省といしましては、これまで工業生産の基礎となりますところの道路、港湾工業用水道等のいわゆる工業立地条件の整備につきましては、産業基盤強化のための施策の一として、経済企画庁に設けられました「鉱工業地帯整備協議会」を通じて、整備

事業費の重点的確保をはかりますとともに、特に、最近著しく工業生産の陥落となつておりますが、所管省として特別の重

きましては、所管省として特別の重

の工業にふさわしい場所に工業を誘導し、もって国土、資源の有効利用をはかることが最も必要であります。このためには、国が全國的の視野に立つて、わが国の工場適地につきまして、その立地条件の調査を行い、企業の立地に当たり、片寄らない資料を提供し、国としても企業としても望ましい地点へ望ましい型の工業を立地せしめるようにはからわなければならないのであります。

うな観点から、本年度、全国の主要工場適地について、立地条件の調査を行い、この調査資料を通商産業省の本省及び各通商産業局内に設けられました「工業立地指導室」に収集、整理いたしました。新たに工場を設置しようとする場合これらの方針を活用することにより、工場立地に当りましての企業者の経営の節約をはからしめるとともに、工場誘致のためになされる地方公共団体のもろもろの施策の効果的な指導を行ふべく志して参りました。

今回さらに本調査の重要性にかんがみまして、その制度的に欠けた点を補うとともにこれを拡充強化いたし、十分上述の用に耐え得るものといたしまして、ここに本法案を立案し、工場立地の適正化に寄与いたしたいと考えるものであります。

本法案の主たる内容は、次の通りであります。

第一に、工場適地の調査についてであります。<sup>まことに</sup>、工場適地の調査につきましては、調査地区の選定を行い、その地区内の田地ごとに実地調査及び地形、地質等の自然条件、用水事情、輸送条件その他の立地条件に関する資料を

収集することにより行う旨を規定し、さらに本調査の適正を期するため、必要がある場合は、関係事業者より業務整備の状況について報告を徴集し得るようよ

にいたしました。

「いります。第一に迷へました

〔速記中止〕

○委員長(田畠金光君) 次に、經濟の自立と發展に關する調査を議題といなします。

要が資料の提供または財産を貰うとする。により、工場立地の適正化をはかるうる措置いたしました。

ただし、事業者より徴集いたしました報告につきましては、秘密事項を開闢簿に記載しないこととし、秘密保持技術によるものにて、ござります。

をはかるよしにいたしておひき  
第三に、工場立地調査審議会の設置についてであります。工場立地に関する

調査につきましては、学問的にも、政策的にも、未開拓の分野であることにござんが、みまして、学識経験者をもつて

組織いたします審議会を設け、調査地  
区の選定、調査の方法、その他の調査  
に関する重要事項はあらかじめ審議会

の意見を聞くものといたしましたは  
か、工場立地調査全般に関する重要事

項につきましても、十分に調査、審査をして、本法の運用の誤まりなからんことを期した次第でございます。

以上が、この法律案を提出する理由でございます。何とぞ慎重審議の上、

御賛同あらんことを切望いたす次第であります。

○委員長(田畠金光君) この際、委員の変更について御報告いたします。

○委員長(田畠金光君) 速記を始め  
て。  
〔速記中止〕  
○委員長(田畠金光君) 次に、經濟の  
自立と發展に關する調査を議題といな  
します。  
前回に引き続き、通産省その他の予  
算及びその施策について質疑を願い  
ます。

○島清君 ただいま、沖縄の町村長会  
長並びに副会長がわざわざそういう問  
題で上京されまして、そしてただいま  
切々たる訴えをお聞きしたわけでござ  
いますが、私も先般、ヨーロッパから  
の帰りに沖縄に寄りました際にその陣  
情を受けましたので、そこで先般の本  
委員会におきましてこの問題を取り上  
げて、通産大臣にお尋ねをしたわけでござ  
りますが、その折に通産大臣は、漸次  
台湾からの輸入品については減らし  
すような形で考慮しなければならぬと  
いうような御答弁であったよう記憶  
をいたしておりますが、さらに今、大  
山町村長会長と大城副会長のお話で  
それから牛馬によります堆肥を使わせ  
ないというような圧迫された農民が、  
今の變形的な占領治下における農民が、  
生きよろとするところの、編み出した新  
しい産業であるといふようなことを耳  
聴いたしまして、非常に身を切られると  
思ひがするのであります。この問題に

つきましては、国内産業として保護育成をしなければならないということはもちろんでございまするが、パインは必ずしも沖縄ばかりではございませんし、奄美大島におきましても、本年あたり一万ケースを出すやに承わつておりまするし、二、三年たないうちに二十万ケースを目指しておりまするし、また農業経済の立地条件も類似したような立場にありますので、これは奄美大島の二十万ケースの目標といふものは政府自身も指導をして育成をしていかなければならぬ問題であるところから、ふうに考へるわけではありません。そいたしますと、沖縄の生産量といふのがことし五十万ケースと、こう言われておりますと、だんだんふえてくるでございましょうし、それに加うるに奄美大島の二十万ケースといふようなものが加わるといふふうなことになりますと、日本の消費市場におきましては大体台湾ものを必要としなくなるのではないかと、こういふうに判断をして誤まりないと思ひのでありまするが、しかしながら、今の岸内閣からいたしまするといふと、台湾は非常な友邦国でござりますが、これはやはり日本の実情を台湾等にも伝えて、そうして台湾といったとしても、これは日本に輸出するためのパイン産業といふものは考え方などに参りかねるかと思うのであります。さればならないというふうな、友好的な扱いをしなければならぬ段階にきて

いるのではないかと、私はそういうふうに思うわけでありまするが、先般も通産大臣には御答弁をいたいたたけでございまするけれども、大臣も幸いにいたしましてお聞きの通り今の大山君、大城君の切々たる現地の、しかもまた謙虚な陳情でございました。何か競争もできるので、ぜひ一つ保護してもらいたいといったような謙虚な陳情のようございましたが、私はそれを聞きまして非常に哀れに感じたのであります。それは同じ日本の国民であります。ながら施政権が切り離されているというような一事によりまして、そういううように車両に陳情しなければならぬといふよくなことを聞きまして、私は非常に哀れに感じたわけでありまするが、当然に日本の国内産業であるから、日本の消費市場においては沖縄と奄美大島だけでも十分であるから、台湾ものはもう要らないのじゃないかというような陳情を積極的に真正面からしてもよきそらなはずでありまするけれども、やはり政治闘争を異にしておるといふ事によって、大へん謙虚な陳情がなされたわけでありまするが、その陳情者、沖縄県民の考え方を、どうか私は十分にこの際は政府がそんたくしていただいて、沖縄県民のこの砂糖を次ぐ、新しい、追い詰められたところから編み出されましたるところの、沖縄農民が生きるための重大なる大きな換金農作物でありまするこのパイインについては、格段の御配慮が必要ではなかろうかと、こう思ふわけであります。先般も御答弁をわざわしたので

ありますけれども、ただいま大臣も  
両君の陳情をお聞きになりまつたの  
で、そしてあらためて一つ陳情の趣旨  
と関連をいたしまして、この際一つ  
もつと積極的な御答弁を願いたいと、  
こう思います。

○国務大臣(高崎達之助君) 沖縄のパ  
イナップブルのカン詰が予想以上に非常  
な発達をして参りましたことは、沖縄  
とすれば、これはほかの産業のない上  
において、これは唯一の産業とされて  
いるということ、私どもも想像する  
にかたくないわけであります。これと  
相競合いたしまして、奄美大島も、も  
うすでに二十万箱作ると、こういうふ  
うなことが日々同一な陳情が参つてお  
るわけでござります。

で、奄美大島と沖縄と、別に差別的な待遇をするというつもりはございませんで、これは両々相待つて、このペイナップルの産業というものを考えていかなきゃならんと考えておるわけですが、台湾との関係につきましては、御承知のごとく一定のワクを設け、さらにその上に、ペイナップルのカン詰に限り、差益の吸収率を置いているわけであります。一定の、三六%の差益率を置いているわけなんございます。そうして国内の産業を保護する所、こういう考え方で進んでおるわけであります。一方内地の、国内のくだものカン詰業者も、これについてもう少し保護してくれないか、こういふふうな申し入れもあるわけであります。が、そういう点から考えまして、台湾のペイナップルの輸入につきましては、今後あるいはこの輸入のワクをある程度順次減らすとか、それから差益の吸収率というふうな問題につきましては、

て、私の答弁とさせていただきます。  
○島清君 農林省の経済局長においで下さいてのパイン産業についてどういうふうな考え方を持っておられるかということをお聞きしたいと思いまして出席席を要求しておいたのですけれども、出ておられるようありますので、パインを国内産業としてもろん育成していくが、国内市場並びに貿易等とも関連をされまして、今の陳情もお聞き下さったと思いますので、今、私がまた大臣に御質問申し上げたこともお聞きさせたと思いますので、そこらを総合的に判断された上で、農林省の御方針を承わっておきたいと思います。

○島清君 経済局長、沖縄のパインがけじやなくして、ペインは国内産業を主として保護していくべきならぬと、いうような建前からいたしますと、今、私が申し上げたように、奄美大島におきましては二十万ケースを目標に達成したいという考え方のようですが、そうしますと、たとえば沖縄と奄美大島を含めまして、ペインカン詰のカソであるとか、そういうものが特別に、たとえば安くして供給できるようなことであるとか、あるいは肥料について、あつと安く沖縄と奄美大島の農民に対して供給して、もつと育成するとか、いろいろの育成方策がなきやならないと思うのです。ですから、そういう問題について一步進めた積極的な意見を今お持ちであるかどうかということを承っているわけです。

○島清君 講論にわたることは省略いたしまして、希望だけを申し上げておきますが、経済局長の話を承わっておりますといふと、何か自然に発生しない産業であるからして、自然にまかしておけといふようなことを、裏からのごければ、そういうふうに解釈できるようふうに拝聴されるのです。ちらりと、新しい産業に対して、しかも外貨を払わなければ、二百五十万ドル程度の外貨でありますけれども、外貨を払わなければ日本人の胃袋の中に入つてこないという物なんですね。そういう物についてはもつと積極的に、外貨獲得のために、日本の経済政策といふものを中心的に、大きな柱として、政府の方針として打ち出されておるときに、やはり外貨を払わずに済むといふようなものについては、もつと積極的な意図があつてもいいじゃないかと、こう思ふわけですが、今御答弁の通りの程度のお考えであれば、われわれははなはだ日本農林省といたしましては、こといつたような産業の育成については、欲を全くものであるというふうに思つておりますので、こういったよみうり新興のペイン産業等については、一つ育成の意図がはつきりとこの産業の上に反映していくように、省にお伺いになりましたら大臣とも相談の上で、積極的な一つ施策を進めてもらいたいと、こういうふうに思います。そこはなぜであるかと申しますと、沖縄の諸君が祖国に帰りたいという運動が非常に熱望して続けられておるにかわらず、アメリカの政策によって、

い、そこでせめて政治的な面でたまたま  
の面で、経済の面で沖縄の諸君を救つ  
ていかなければならんというのが私は  
偽りのない日本国民の総意であると  
考える。ですからこういうような経済  
的な問題については、やはりそういう  
祖国以外に頼るところのない沖縄の県  
民の諸君に対しても、やはり積極的  
な、その意味合いからの意欲がなければ  
ならんと、こういふふうに思います  
ので、どうぞ省の方にお歸りになります  
したら、十分に一つ御相談を下さつ  
て、そいつたような意図が産業政策  
の方で反映するように一つ希望してお  
きます。

報で申譯をして、そしてこれを打うちして、そういいう事実があるのです。それであるからして、もう少しあくまで通産省としては商務官を送つて、そしもうして国会の方とも連絡をし、また民間の方も、消費組合のごときものがござるに違いないから、そういう方面ととく連絡して、どういう品物が今度輸出禁止になるというときに、前もってこれを阻止するということの如きがアリ用であるということを力説しました。そしたら、そのときの通産大臣たる石橋君は、予算の都合ができないので、こういうふうになりましたが、今後善処しようということを約束しました。自來二、三年を経過しませんが、通産省は、この委員会なんぞやつておる事柄は、ただおさなりのことであつて、少しも身を入れてやつてない。こんなことでは法案の審議も、一切審議する必要なしと私は申たい。その当時が済みさえすればそれでいいように考えられる。そういうことではないけれども、私はそれが、ネコの目のごとに大臣がかわつても、その一定の方策を実行するといふ点においては、やはり実行してもらわなければならぬと 思います。私はそういうふうに考えますので、これに対する通産大臣としての高崎大臣は、どういうふうにお考えになりますか、その点をはつきり伺いたい。そなへば、この法案の審議なんてまるで無意味ですよ。當時たゞその質問を繰り返して、そしてやんわりと答えるだけで少しも実行していないといふ点、その点も私ははなはだ遺憾に思ふものであります。これははどうでしようか。

ことく、アメリカにおける日本品の輸入阻止運動は、主としてアメリカの同一産業の人たちが、日本品が入ることによって非常な迷惑をこうむるということのために、各国会議員なり、あるいは政府に呼びかけて、そしてクオーターを設けるとか、あるいは関税を上げるとか、いろいろな政策を出ておることは事実でございまして、政府いたしましても、これは特にその点はよく注意をいたしまして、通産省の方からも商務官を派遣いたします以外に、最近におきましては、ジエトロ等も各地方に出張員を置きまして、その地方における動きをあらかじめよく推察し、それに対する対抗策いたしましては、外務省を通じて大使がその折衝の衝に当るということはもちろんであります。が、業者自身も動員いたしますし、また業者自身の代弁者として、業者の間ににおいてアメリカ人の有力者も雇つて、そうして阻止運動を、特に公聴会等におきましては、その阻止をやつておるわけなんですが、今まででは、二、三のものにつきましては、彼らの運動が奏功して、われわれの商品を阻止されたことは事実であります。が、大多数のものにつきましては、大体の阻止運動はやつておるわけなんありますが、もちろんそれにつきましては、先方の立場もよく考慮しなければならぬので、先方の当局ともよく接触して、そして日本の商品が一ぺんにたくさんいって向うの市場を擾乱しないように話し合いをつけて、漸次輸出を増進していきたい。こういう方針で進んでおりまして、今、

手をつかれて何もしてない、いろいろことは私は断じてないと存じます。が、しかしながら、これをもつて足りるとはいたしておりません。さらに予算の許す範囲におきましても、対米貿易につきましては、その種の運動をさらに強化したいというので、昨年も特に貿易使節団を先方にやりまして、各方面の調査もいたしたというふうなわけでございますが、今後ますますその運動に適応して、もっと強力に推進していくたいと存じております。

○海野三朗君 それでは現在やつておられるので事足りりとしておられるわけでありますか。あるいは先年通商産業大臣から、予算が許さないので、今急にできない、それでこれは善処するということをいわれたのであります

が、おざなりにあなたはこれをお考えになつてゐるのか、あるいはあなたの代に、もつと予算をふやして、何とか外國におけるところの商務官の活動をやつていこうというわけでありますか、その御信念を伺いたい。石橋さんはお考えが違うように私は思う。

○國務大臣(高崎達之助君) もちろん限られた予算でありますから、これは思ひほどたくさんは取れないのであります。ですが、石橋通産大臣の時代に比較いたしまして、漸次通産省の予算とし、あるいは外務省の予算において、この対米貿易の促進のための金額はふやしております。今手元にその数字はありませんが、年々増加をいたしております。それは事実であります。

○海野三朗君 一昨年より今年度はどれだけ増加しているのでありますか。その誠意を示されたいと思うのであり

務省の予算だけでありませんので、外務省の全部を含めまして、後刻正確な数字を御報告申上げます。

○政府委員(松尾泰一郎君) ちょっと具体的な数字でござりますので、かわりましてお答え申し上げます。たゞ大臣からもお答えになりましたように、まず通産省から在外公館へ派遣する人間の増加がありますが、これは毎年ふえて参つております。一昨年よりは五名ふやしました。それから三十三年度は三名ふえております。それから三十四年度は二名増加することになつております。總計、たしか三十四、五名になつておると思うのであります。これはもちろんアメリカだけではございません、全世界に対してであります。それからジエトロからの調査員あるいはまた貿易斡旋所の人員の拡充であります。これも逐次増加をいたしております。おこりまして、特にアメリカにおきましては、ニューヨークとサンフランシスコに強力な貿易斡旋所を設けていることは御存じの通りであります。予算の制約もありますが、これも日本から派遣する人間のみならず、現地で雇う人間の関係もありますので、ちょっと数字をはつきり記憶をいたしておりませんが、毎年ふやして参つておるわけであります。そのほかにいわゆる調査員としてアメリカのみならず世界各国に派遣しております、いわゆる長期の調査員の数も年々ふえて参つております。現段階では約三千名弱ぐらいになつております。さよにしまして、いわゆる調査活動あるいはその他いろいろ輸入制限対策の事務に

従事しておりますが、そのほかに関係業界からしましてかなりの人間が出て参つております。たとえばカメラの関係、あるいは自転車の関係あるいは冷凍水産物の関係にしましても、農産物の関係にいたしましても、そういう関係の輸出組合等からかなりの人間を派遣いたしまして、宣伝調査あるいは他のいろいろ対策に従事をしておるのあります。金額のお尋ねがございましたが、簡単に御説明を申し上げますと、ジエトロ関係におきましては、三十三年と、三十四年とにおきましては約一億三、四千万円ふえておるのであります。その他独立の、たとえば生糸紡織物関係とか、あるいは肥料の関係でありますとか、農機具の関係でありますとか、いろいろな事情でありますとか、いろいろな事情でありますとか、それにつきましても、かなりのいろいろの対策費は増加しておるような次第であります。

○島清君 今、海野委員の質問と関連

してであります。大臣はいつか何

か、アメリカのそういうよろんなロビー

議員をそりいだよな顧問かに任命

したい、依頼したいといふようなこと

が、衆議院の委員会で発言があつたと

いうことを新聞を通して拝見したので

すが、それはできるのでござります

か。何かの間違いじやないかと思うの

ですが、拝見をしたのでござりますけ

れども、それがほんとうであるかどうか

かといふことが一点と、それから今、

松尾局長の答弁と関連をして、通産省

ばかりじやなくして、農林省からも大

蔵省からも行つておるんですね。在外

記官級を出しているわけであります。

○島清君 多くなければいかぬね」と述

ぶ) 通産から行つておるものが他の経済

官庁から行つておるよりかなり多

いことは、これは間違ひございませ

ん。

それから行つておるもの階級であります

が、現在ワシントンとロンドンに

おきましては、上に参考官を出しまし

て、下に書記官クラスを配置しており

ます。いわば二名配置をいたしてい

ます。おきましては、その他のところにおきま

ましては、もちろん領事館におきまし

ては領事でござりますが、あるいは

その他の大使館におきましては、書

記官級を出しているわけであります。

○政府委員(松尾泰一郎君) 農林ある

いは大蔵から在外公館に派遣されてい

るものと、通産省から派遣しているも

のとの比較であります。ちょっと具

体的数字を持ち合せませんのですが、

とにかく通産省から行つておるものはか

なり多いことは間違ひございません。

○國務大臣(高崎達之助君) 第一の御

質問にお答えいたします。この問題は

多少新聞に誤まり伝えられておつたよ

うでありますけれども、外国では——

○大竹平八郎君 私は大臣に、不況に

あついであります纖維関係につきまし

て、二、三お伺いしたいと思うのであ

ります。書類までなく、鉄鋼、海運

などとともにわが国重要産業の一つで

あります。纖維が、最近御承知の通り

泥沼のようになつてあついであります。

当委員会におきましては、非常によく

おられた、再度にわたつて参考人をお呼び

いたしまして、いろいろとその対策を

議したわけであります。その際、政府

の代表として選んで、たとえばイ

タリアの紡織物とかスイスの時計だ

とかいうものについては、相当の有力

なる発言をする人たちがワシントンに

おられて、そうして公聴会があつた場合

とかあるいは国会内の対策等やつて

いるといふ事実があるものでありますか

か、そういうふうな人を頼みたいと、

こういうような私は希望であります。

おられる、そうして公聴会があつた場合

意によって、たしか一月の二十三日か

ら続行られて、本日が第八回目の最終

回と聞いておるのであります。従つて、本日その最終的な決定案というも

のが出るよう聞いておる。幸いに今

井局長も来ましたから、これはあとで

聞くこといたしました。そういう点

におきましては、政府はその結論の線に

沿うて、今後施策をしていくものであ

ります。たゞその点を一つ伺いたいので

あります。

○國務大臣(高崎達之助君) お説のと

とく、紡織工業が非常な重要な事業で

あって、かつ、昨年度から塗炭の苦し

みにあるという事実にかんがみまし

て、どうもこれは総合的に各種紡織業

者に集まり、これに学識経験者を加え

るということありますので、比較的

うふうになっているか、多いのか、少

いのか。それからもう一点は、本来の

外交官といふものはいろいろの、なん

ですか、階級別というのがあります

ね。官補とか書記とか、一等書記官

クラスを出すように努めているのでござ

りますが、これも外務省全体の給与

水準、人ぐりの関係もありまして、必

ずしも通産省の意向が全面的に受け入

れられないこともあります。努力してそ

ういうように、比較的一人前の仕

事をできるものを出すように努めてい

るというような現状でござります。

○國務大臣(高崎達之助君) 第一の御

質問にお答えいたします。この問題は

多少新聞に誤まり伝えられておつたよ

うでありますけれども、外國では——

○政府委員(松尾泰一郎君) 今ちょ

と資料を手元に持ち合せておりませ

んのですか。あとで詳細提出させていただき

たいと思います。

○大竹平八郎君 私は大臣に、不況に

あついであります纖維関係につきまし

て、二、三お伺いしたいと思うのであ

ります。書類までなく、鉄鋼、海運

などとともにわが国重要産業の一つで

あります。纖維が、最近御承知の通り

泥沼のようになつてあついであります。

当委員会におきましては、非常によく

おられた、再度にわたつて参考人をお呼び

いたしまして、いろいろとその対策を

議したわけであります。その際、政府

の代表として選んで、たとえばイ

タリアの紡織物だとスイスの時計だ

とかいうものについては、相当の有力

なる発言をする人たちがワシントンに

おられて、そうして公聴会があつた場合

意によって、たしか一月の二十三日か

ら続行られて、本日が第八回目の最終

回と聞いておるのであります。従つて、本日その最終的な決定案というも

のが出るよう聞いておる。幸いに今

井局長も来ましたから、これはあとで

聞くこといたしました。そういう点

におきましては、政府はその結論の線に

沿うて、今後施策をしていくものであ

ります。たゞその点を一つ伺いたいので

あります。

○國務大臣(高崎達之助君) お説のと

とく、紡織工業が非常な重要な事業で

あって、かつ、昨年度から塗炭の苦し

みにあるという事実にかんがみまし

て、どうもこれは総合的に各種紡織業

者に集まり、これに学識経験者を加え

るということありますので、比較的

うふうになっているか、多いのか、少

いのか。それからもう一点は、本来の

外交官といふものはいろいろの、なん

ですか、階級別というのがあります

ね。官補とか書記とか、一等書記官

クラスを出すように努めているのでござ

りますが、これも外務省全体の給与

水準、人ぐりの関係もありまして、必

ずしも通産省の意向が全面的に受け入

れられないこともあります。努力してそ

ういうように、比較的一人前の仕

事をできるものを出すように努めてい

るという現状でござります。

○政府委員(松尾泰一郎君) 今ちょ

と資料を手元に持ち合せておりませ

んのですか。あとで詳細提出させていただき

たいと思います。

○大竹平八郎君 私は大臣に、不況に

あついであります纖維関係につきまし

て、二、三お伺いしたいと思うのであ

ります。書類までなく、鉄鋼、海運

などとともにわが国重要産業の一つで

あります。纖維が、最近御承知の通り

泥沼のようになつてあついであります。

当委員会におきましては、非常によく

おられた、再度にわたつて参考人をお呼び

いたしまして、いろいろとその対策を

議したわけであります。その際、政府

の代表として選んで、たとえばイ

タリアの紡織物だとスイスの時計だ

とかいうものについては、相当の有力

なる発言をする人たちがワシントンに

おられて、そうして公聴会があつた場合

意によって、たしか一月の二十三日か

ら続行られて、本日が第八回目の最終

回と聞いておるのであります。従つて、本日その最終的な決定案というも

のが出るよう聞いておる。幸いに今

井局長も来ましたから、これはあとで

聞くこといたしました。そういう点

におきましては、政府はその結論の線に

沿うて、今後施策をしていくものであ

ります。たゞその点を一つ伺いたいので

あります。

○國務大臣(高崎達之助君) お説のと

とく、紡織工業が非常な重要な事業で

あって、かつ、昨年度から塗炭の苦し

みにあるという事実にかんがみまし

て、どうもこれは総合的に各種紡織業

者に集まり、これに学識経験者を加え

るということありますので、比較的

うふうになっているか、多いのか、少

いのか。それからもう一点は、本来の

外交官といふものはいろいろの、なん

ですか、階級別というのがあります

ね。官補とか書記とか、一等書記官

クラスを出すように努めているのでござ

りますが、これも外務省全体の給与

水準、人ぐりの関係もありまして、必

ずしも通産省の意向が全面的に受け入

れられないこともあります。努力してそ

ういうように、比較的一人前の仕

事をできるものを出すように努めてい

るという現状でござります。

○政府委員(松尾泰一郎君) 今ちょ

と資料を手元に持ち合せておりませ

んのですか。あとで詳細提出させていただき

たいと思います。

○大竹平八郎君 私は大臣に、不況に

あついであります纖維関係につきまし

て、二、三お伺いしたいと思うのであ

ります。書類までなく、鉄鋼、海運

などとともにわが国重要産業の一つで

あります。纖維が、最近御承知の通り

泥沼のようになつてあついであります。

当委員会におきましては、非常によく

おられた、再度にわたつて参考人をお呼び

いたしまして、いろいろとその対策を

議したわけであります。その際、政府

の代表として選んで、たとえばイ

タリアの紡織物だとスイスの時計だ

とかいうものについては、相当の有力

なる発言をする人たちがワシントンに

おられて、そうして公聴会があつた場合

意によって、たしか一月の二十三日か

ら続行られて、本日が第八回目の最終

回と聞いておるのであります。従つて、本日その最終的な決定案というも

のが出るよう聞いておる。幸いに今

井局長も来ましたから、これはあとで

聞くこといたしました。そういう点

におきましては、政府はその結論の線に

沿うて、今後施策をしていくものであ

ります。たゞその点を一つ伺いたいので

あります。

○國務大臣(高崎達之助君) お説のと

とく、紡織工業が非常な重要な事業で

あって、かつ、昨年度から塗炭の苦し

みにあるという事実にかんがみまし

て、どうもこれは総合的に各種紡織業

者に集まり、これに学識経験者を加え

るということありますので、比較的

うふうになっているか、多いのか、少

いのか。それからもう一点は、本来の

外交官といふものはいろいろの、なん

ですか、階級別というのがあります

ね。官補とか書記とか、一等書記官

クラスを出すように努めているのでござ

りますが、これも外務省全体の給与

まだやなーのやあります。

そこで政府が、今回、ただいま申しまして織維工業設備臨時措置法を改正をいたしまして、化学織維の設備規制を行なうこととしたということを私どもは聞いておるのであります。これもまた理由のあることだと思ふのであります。ところが、同じように設備規制を受けながらも、その規制の範囲内ではかなり自由に業務の転換ができるものもござります。それからまた、これはできるようになるということが、私は政府当局の施策の根幹でなければならぬと思うのです。それからまた、これはできるようになるといふことが、私は政府当局の施策の根幹でなければならぬと思うのです。それからまた、これはできるようになります。たとえば、現在の精紡機の登録区分、これは登録区分についてはあると申し上げますが、紡機は与えられた部門内の紡績しか実施できないほかない有利な注文がありまして、同じ機械でこの注文に応ずることが可能である場合にも、これは控えなければならない。これはまあ織維関係はきわめて自主調整の実がよく上つておる。こういう点もあるらうと思うのであります。そういう意味で、この織維総合対策懇談会でも、理想としてはこの精紡機の登録区分は、いわゆる長織維と、それから短織維の二つに分けるべきだということを、この対策の中にもはつきりうたつておるわけであります。しかし、その問題は、同じ織維の村におきましても、いろいろちぐはぐがあるといふわけなんで、つまり紡績関係でございまして、原綿の割り当てと、いうものが、あるのであります。そうしてから今度の全般的な二〇%の格納といふ問題がございましても、二〇%格納されたその部の原綿といふものが割り当てを受ける特典を持つておるわけなんであります。しかしながら一面にお

て、スフ紡のことは、この原料に割り当てといふ恩典がないことは御承知のこととも、これまた大臣御承知の通りでございます。しかしながら、スフ紡關係といふものが今まで輸入に非常に大きな貢献をいたしてきたということも、これまた大臣御承知の通りであります。そこでスフ紡のことに対するお持ちかどうか、この第四条の法第四条にいうところの例外許可を認めるといふようなことに大臣としてお考えをお持ちかどうか、この第四条の規定をなわちただし書きの中に、いろいろあるのであります。「試験的に加工の用に供する場合その他通商産業省令で定める場合において、通商産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない。」ということは、これはまああたかもだし書きの中にあるわけなんでござります。そういう意味で、このスフ紡關係といふものは、現在綿を織れる、織れるけれども、しかしそれは許されない、そういうような立場で、実際從来も効績以上に大きな操作といふものを、スフといふものは余儀なくされてゐる。そこで今度は二〇%の格納が起ると、どうしてもやつぱり転業と申しますが、転換作業といふことをこれはもう求めざるを得ないとと思うのであります。こういふ点について大臣の一つお考えを伺つておきたいと思います。局長でもいいんですが、これは大臣に一つ大綱方針を伺いたいのですが、さあせます。

に現在の法律によりますと、各紡機によりまして紡ぐことのできる糸の種類がきまつております。綿糸紡績として登録したものはスフ糸といふようにきまつております。ところで、現実の問題としましては、その紡機でたとえば綿糸紡績はスフ糸でも織れるようになります。たといいじやないかとか、それからスフ紡績は綿糸も紡げるようにならいいじやないかなど、ことは非常にごもっともございまして、従いまして、今度の懇談会の答申におきましては、将来はできるだけ業種の区分といふものを單純化いたしまして、長じ纖維を紡げる紡績は細分しないで一本にする、短かい纖維きり紡げないものについては一本にするということを将来の理想としておるのでございますが、ただ現実問題としまして綿花なり羊毛なりの輸入が自由にならない、割当制があるという場合におきましては、現在の区分はやむを得ないというふうに考えておるわけでございます。

も、このスフがまだあまりよくないうち先入主があるのですから、従いまして、混紡糸をひくときに相当慎重にやらなくてはならぬ、かように考えております。一般的には例外許可是認められませんが、ただ、今度の懇親会の答申にも、一つりっぽなスフと専門の混紡糸というものを普及させて、こうして消費者の信用も高めていきたい、そのため特別な方策をとるといふことがございまして、そういうライセンスのつとりまして、優秀な混紡糸はいきをひきますときには、綿花の配給も、そのスフ紡績業者に与える、こういたしておられます。ですから要旨は、一般的にはたやすく例外許可是いてしませんけれども、そういう優秀な混紡製品を勧ぐスフ紡績に対しては例外として許可を認める、こういうつづりの答申でございます。

も相当あるわけですが、今あなたたの御懸念をされていることは、できました場合に品物のいいものができないと、いうようなことを前提としての何か御説明のように聞いておるのであります。が、私はこれはちょっとあなたの言いつじやないかと思うので、今の日本のスフ工業などといふものは、かつてスフがはんらんした当時の製品とはおおよそ違つてあります。そういう意味で、原綿の割当に食い入らずして、そろそろうして手に入つて織り得るならば、それがくらいの特典は与えてもいいのぢやないか、私どもこう考えて御質問申し上げたわけなのであります。大臣この点いかがございましょうか。

りに原綿の割当の問題の点で例の一百一十万錘かけ込み増錘の問題のときでござります。これらは御承知のように、とにかく織維局長の通牒によつてかけ込み増錘といふものを認めないとこうことを明らかに織維局長通牒で出してゐる。しかしながら、それを度外視いたしましてできたものが百二十万錘、それがわれわれ本委員会においてしばばの会合に参考人を呼んで聞いても、不況の根源といふものは一致してこの百二十万錘のかけ込み増錘にあるということ、これは一致した意見なんですよ。ところが百二十万錘のかけ込み増錘、これは認めないといいながらも、これはもうすでに既定の事実だからというので、いつの間にかそういつたかけ込み増錘にまでこの原綿の割当といらるものがある程度認めつたるわけなんです。

○大竹平八郎君 最後に纖維局長は本日で最終回の会合に出られて、今お帰りになつたのだと思うのであります。が、こまかい点はともかくといたしまして、お差しつかえない限り、これはもうどうせ放つておいてもあしたの新聞には出るだらうと思ひますが、その要點について一つ御報告を承わりたい。

○政府委員(今井善衛君) 要点につきまして簡単に御説明いたします。

まず第一は、纖維産業の今後のあり方でございますが、要するに今まである程度の統制がしみわたつてゐるわけでございます。ところで、今後の方向を統制的な方向にいくのか、それとも自由な方向にいくのかという点でございますが、これにつきましては、とにかく秩序を持ちながらできるだけ自由な競争をしようじゃないかというのが考え方でございまして、秩序を持ちながらと申しますのは、結局設備につきましてはほっぽっておけば隣が作れば自分のことよりも作りたくなるというふうなことで非常に乱設の傾向がござりますので、従いまして、設備につきましてはやはりこれは苦しくても登録制その他によりまして、とにかく増設も抑え、あるいは計画的に持つていこう、秩序というのこれは設備の関係で持つていいこう。

それから取引の関係は、これは将来あるいはA-A制になるかもしれない、現在は為替の事情でもつてA-A制はできないかもしないけれども、とにかく自由な方向にいくに違いない。従つて取引の関係については自由な方向にできるだけ持つていただきたいというのが、これが根本的な精神であつると思います。

そこで設備につきましては、これは御承知のように現在法律がございまし

それから染色段階は措置法自体で増設を押さえているのでござります。それから織機段階につきましては、これは中小企業団体法によりまして増設を押さえているのでござります。ところが御承知のように人絹あるいはスフ綿、合纖綿、これにつきましては現在何らの措置がございません。その結果、ここ一、三年來スフ綿なり人絹なりは非常に増設になりまして、織維不況の根源にもなつたといふことでござりますので、従いまして現在法律の対象になつておりますとこころの化学織維は、これはやはり法律の対象にする。その際、スフなり人絹につきましては、これは今後の増設を押えていくけれども、合纖につきましては、これは非常に将来性のある織維でございます。従つてこれは伸びますといふことにつきましては、織機のようにしていきたい、計画的に育成していくいたいということが一つござります。

それから過剰設備の処理をどうするかということにつきましては、織機のよう段階につきましては、御承知のように今年並びに来年度におきまして約五万台の織機を急速に買い上げていく、これはまあすでに予算的措置もございまして、現在審議中になつておるわけでございます。

次に、紡績段階につきましては、これは各業種によりまして違うわけですが、現在相当の過剰設備を抱えておりまして、現在これが全部動くこと非常な供給過剰になるということは、御承知のように封緘という形で操短をやつておるわけでございます。ところが操短という形がこれは非常に短い期間で三ヶ月ごとに切りかえていく

貨の交換性回復によりまして、できだけ包括的にやつたらよからぬ。で、会社の空氣といたしましては、この際、A.Aを実施した方が結局その企業の責任体制と申しますか、企業の創立工夫が生かせるようになるのじやなか。従つて一挙にやつたらどちらかともう意見もございましたけれども、大体として、ただ安くるどの地域からも原綿いたしましては現在まだ早い。もし少し模様を見ようじゃないか、様子見ようじゃないかということになりますか、どの地域からでも自分の新しい綿花が自由に買えるといふなり何なりが買えるように、この外貨算の編成はグローバル・クオーター申しますか、どの地域からでも自分の者に対しまして割当をする。そのほか今後の問題といたしまして、ペーパータ制度などはあるいは通商協定によつ特定の国から綿花なりを買わなければならぬという場合には、それは設備割当にしておきますと、なかなか高い綿花を生産業者に押しつけないことにには無理がござります。で、従つてさよなら中小紡績の対象なるといふような綿花につきましては、むしろ商社割当を原則とするよな注意をしたらどうか、大体そういうことでございまして、できるだけそういう原綿のワクなんかをも通じまして、できるだけ態勢は自由に持つて、こう、こういうことでございます。

て前のにの いしうううてにのるかとはて！か葉そなはと予なまをう勢いい意葉の る

いるのですが、この封緘から格納されることの具体的な処置といふものは、どういう工合にやられるのですか。

○政府委員(今井善衛君) これは業界と相談いたしまして、今後の各業界についての具体的な比率をきめていくわけでござりますが、その際たとえばある業種につきまして四一六月以降やはり三割の生産調整が必要である。そのうち二割は格納していきたいということになりますれば、その二割の格納分につきましては、これはその操短がきまりました上での織維工業設備審議会に諮りまして、そこの決定に基きまして、法律に基く、法律の二十四条にて「共同行為の指示」という条項がございますが、その条項を活用いたしまして、各業者に指示を行ふ。それから封緘につきましては従来通りの措置をやるということでございます。

○島清君 今大竹委員の御質問と関連するわけですが、二割格納ということになりますと、工場閉鎖なども出てくると思うのですね。そうしますと、そこに働いておりました労働者の諸君が、二割は職場を離れなければならぬという原則論が生れてくるのですが、それは結果的には労働者の問題であるかも知れませんが、しかしながらそういう問題については何か同じ政府内において、その二割格納から起つてくる労働問題については、十分な配慮をされて闇黒の問題にされるとかいうような配慮を尽されておりましようか。その点をちょっと……。

○政府委員(今井善衛君) この懇談会には、御承知のように学識経験者とか労働者代表も出ておりまして、そこで真剣に討議されたわけでございます。

で、この二割格納という場合に、これではたとえば数工場を持つております企業なら、それぞれの工場について二割をきめることで労働者の配置も五割も格納する。そこで労働者の配置も五割も格納する。そしてある場合においては、たとえば四割も五割も格納する。そこで労働者の配置転換といふ問題が起ると思ひます。が、この会議の答申いたしましては、場合によつて配置転換といふのは起るかも知れぬ。しかしその配置転換につきましては、できるだけトラブルがないよう、経営者側と組合側と十分話し合いをして、話し合いの結果するんだ。配置転換をやつた場合におきましても、そういう事態が起りますが、首切りなり、あるいは労働条件の切り下げといったようなことで、自分たちはできるだけやろうじやないかということの決定になつておるわけであります。

○島清君 きょう私は質問を、大臣が先般ここでお話しをいたしました、通商産業政策の重点についてといふことでも四つの柱を出しておられるんですけど、この四つの柱について逐次御質問を申し上げていただきたいと思っておったが、この四つの柱についておられたところの不況産業といふのが、織維でありますし、経営者側もそういうことでもつて自分たちはできるだけやろうじやないかということの決定になつておるわ

といたしましては、ここで言われるところの部門別の強力な対策を、その一環として進められておるわけでございましょうか、織維の問題は。それから、具体的に、この不況産業に対する部門別な強力な対策を講じて、いかれるということとの具体的な対策を、先般、御説明を伺う機会がありませんでしたので、この際一つ明確にしていただいて、順次質問をして参りました。この不況産業といたしましては、当省の所管いたしまして織維産業、石炭鉱業、肥料工業、こういうのがおもなものでござります。

○國務大臣(高崎達之助君) 御指摘のごとく不況産業といたしましては、当省の所管いたしまして織維産業、石炭鉱業、肥料工業、こういうのがおもなものでござります。織維産業につきましては、先ほど来御説明いたしました通りに、織維の総合的対策を講じまして、それがために織維懇談会を専門業者及び学識経験者等も寄つていただきまして、ようやくここに結論を得たわけであります。それで、それをさらに検討いたしまして、それを実行に移していく、こういうふうに思つておるわけでございます。

石炭につきましては、これまた非常にたくさんな貯炭を持って今日まで進んでおるわけであります。この問題につきましては、石炭の対策として各

た更新せねばならぬというときに――一応この肥料法はさらにこれを更新していくという方針をきめておるわけではありませんが、從前、約五ヵ年間に六十五ドルの肥料が五十五ドルまで下げられたのであります。いかに増産の結果、生産原価を安くしたためにあります。増産をすれば、現在おきましても生産の約四割を輸出せなきゃならぬ、輸出するトスればここに赤字が起る。この赤字をどうして克服するかといふことが、目下、差し迫つた大きな問題になつておるわけでありまして、その問題につきましても、遂に、その問題につきましても、遂に、肥料生産を合理化していく、合理的な対策を講じまして、それがために肥料につきましては、古い設備を新しい設備にかえるとともに、相当地元に移さんとつてあるわけであります。

肥料につきまして申しますといふと、個々につきまして申しますといふところですが、大体現在の指摘いたしました不況産業といたしましては、その三つぐらいを考えておるわけであります。

○島清君 今の大臣の御答弁の中からつけ、その結果によつて組合関係とも業者なり、中小炭鉱業者と話し合いを申し上げていただきたいと思っておつたが、この四つの柱についておられたところの不況産業といふのが、織維であります。それで、そこで、その中で言われるところの不況産業といふのが、織維であり石炭であり肥料であり、海運である。あと、こういうふうに言われているわけですが、これについては、何か冒頭において、強力な部門別対策を講じていきたいといふふうに抽象的に表現されたんですか、今、織維不況の対策

くということについてお尋ねをしたいと思つておりますところの本心は、何か統制的な、国家意思によつて強力に指導していくというような意図があるようにここに見られておりますので、そこでそういう問題について、どういふ意図でそれじゃ強力に政策を進めていかれるかということをお尋ねした。そこで、肥料の輸出をするかといふことなつかつたわけなんです。そこで、肥料のお話をあつたのですが、結局は、肥料は輸出をすれば赤字になる、そうして結局はこれが生産過剰だということなんですが、しかし国の――生産過剰であります。しかしながら、肥料は輸出をすれば赤字になるということは、輸出先が限定をされておるわけですね。これは貿易政策のところでお尋ねしたいと思うのですが、ここで明らかにされておりますところの地域といふものは、東南アジアといふことをいわゆる北鮮であるとか北ベトナムであるとか、いろいろな方針を講じます。それで、今、その問題につきましては実行に移さんとつてあるわけであります。

肥料の問題につきましては、これはまあ從前、消費方面の、農村の肥料を

いかにして確保するかといふことのた

めに肥料二法案といふものが今日実行

されおりまして、本年中にこれはま

○國務大臣(高崎達之助君) 強力といふのは、政府の力をもつて再び統制をやつてどうこうといふまでは考えておりませんが、業者間の申し合せによりまして、これが業者間の制限、制約としましても、新しく無制限に設備をされることは困るという場合は、法律をもつてこれを禁止するということはできませんが、しかし新しい設備をせんがためには外国の技術を入れなければならぬ。そういう場合には外資導入法というふうなものをもちまして、これは目的は別にありますか、しかしながら、この側面の作用といたしましてこれに制限は加えていくとかいうこともやっていきたい、こう思つておりますが、輸出の振興ということにつきましては、これはどうしてもやはりそこに持つていかなければ根本の解決はしない、こう思つておるわけであります。従いまして、私どもにに関する限りにおきましては、できるだけ一日も早く中共との取引が開始されるということですが、これは一番大きなファクターになつておると、こう存じておりますが、その他、東南アジアだけでなく、最近にはニュージーランドとか豪州等と話し合いを進めていきたいと思っております。また、賠償の対象等にもある程度の用意を持っておりますといふうなことも考へておるわけであります。

結局、強力の程度、こういうことであります。これが政府の力の及ぶだけは強力にやりますが、その力でどうものについては、再び政府の力をもつて、法律をもつてどうこうということまでよきことで、よきであります。

これから北ベトナムだとかいう近い共産圏貿易に對しては、どういうふうなお考えでいらっしゃいますか。

この点については至ってほんやりとした答えを最近なさるが、どうも私にはもう少し熟意を示していただきたいと思います。それほどどうなんですか。たとえば、さつき実例を申上げましたが、アメリカに対しても

か、よくいわれまするよう、今の企業の体質改善といふものは、大企業を中心にして体質改善といふものが云されてるよう私たちは思えるです。中小企業はまた、この体質改からまおいてすまいを食つてゐるよ

政策策定です。それが通産大臣に貿易政策の重点としてうたわれているのですよ。これは四つの柱もその通りなんですね。そして強力という言葉を使つておられる。当然、通産大臣としては、その貿易振興を第一番目の柱にされておるのだからして、私は、ソビエトとの貿易も、あなたも経済人としてソビエトまで行かれた方だからして、もつと政策的に進められることを強力とおっしゃるのか。それとも北鮮との貿易のあれですね、けさの新聞を見ますと、民間貿易としてやりたいといふこと、ようやく新聞記事が出ておるのですが、北ベトナムにしても、こういったような共産地域に対しても、政治的な干涉を抜きにして貿易をもうやられてもいいんじゃないか。また、やるといふことが、私はあなたの言わることの、いわゆる強力政策ということを、いつて表現されたのだろうと思って、どうなんですか、この北鮮だと、そ

○海野三朗君 それならば商社なんぞにまかせておいてはいけないのじゃなかいか。どうしても通産省から、筋の入った出先機関がおって、そして十分その連絡をとって、そして輸出の振興をはからなければならぬじゃないか。

本の態勢といたしまして、外貨を獲得保つていくということに重点を置いていかなければならぬということから、今日貿易振興ということは非常に重大な問題である、同時に、わが国の必需品をどうしても外国から仰がなきやならぬという現状にある以上は、一そく貿易を振興して、国際的の収支を改善していくと、いためには、相当の無理をしても輸出をしていかなければならぬ、こういうわけでありますから、輸出振興といふことは、やはり外國から物を買わなければ生活できないといふ日本の現状といたしますれば、これは当然持続していくべき政策だと思っております。

○國務大臣(高崎達之助君) もちろん、商社だけにまかせておくわけにはいきませんが、しかし、商社の活動を十分やらしめるということの方針をとることも必要であります。同時に政府といたましても、先刻来お答え申しあげましたように、ジエトロその他の予算もふやしまして、そして貿易政策に努力いたしたいと存じております。

○島浦君 近ごろよくいわれておりますが、これはやはり大臣、この点強くうたつておられたるようですが、その自己資本の充実であるとか、あるいは過当競争の是正などいろいろ点もうたわれて、具体的を書いておりますが、金利の引き下げだしとか、いろいろ人によって体質改善の条件といふものは、変つて いるようです。が、さしあたり、通産大臣が委員会で責任を持つておっしゃっておられますところの企業の体質改善、こういったものをどういうふうに具体的にお考えな

見してみますと、どうもやはり岸内成云々ということを非常に大にしおつしやる割合には、なかなか内容伴つてないような気がするのですねたとえば、三十四年度のこの予算のを見ましても、中小企業関係予算などものは〇・一五%ですか、それから企業合理化といわれております体質善に使われるという金が七億程度ですね。しかも、これが地方自治体の予と結びついて、そしてこれが初めてわられるということになりますと、いと、地方自治体の予算は非常に窮屈告げているということになりますと、うと、なかなかどうも通産大臣が考おられるような、ここで御答弁をすらるであろうと思われるようなことは何か期待できないような気がするのですがありますか、どうなんですか。この質改善といふ問題について、中小企業をあわせて具体的にどういうふうな考え方であるか。金利の引き上げをす

とか、あるいは中小企業の望んでおりままするところの金融面についても、まあ中小企業の諸君は非常に期待を裏切られたという感じを三十四年度の予算については持つてゐるわけですね。ですから、どうもやはり中小企業の体質改善といふ方面についておろそかにされているのじゃないかという気がするのですが、それは、中小企業の体質改善に重心を置いて、そして一体、企業の体質改善をどういうふうに行なつていかれよう、いろいろと取りざたされておりますし、いろいろ評論にもいわれておりますけれども、どういうふうな具体的なお考案であるかですね。

機関において、わざかでありますけれども、三厘利息を下げるという方針をとったわけであります。

第二、経理面に次いで必要なことは技術面であります。技術面の問題といたしましては、これは基本的に考えまして、大企業の方は科学技術の振興というような面については、やはり研究所を持っておりますが、中小企業の方は研究所が少い。この中小企業の技術を振興するということは根本的に必要であると思いますので、現在東京における国立研究所はありますても、これは基本研究がおもであります。名古屋でありますとか、地方にあります各府県の研究所とか、あるいは中小企業が団体で持っております研究所には、科学技術の振興という意味から、中小企業の技術振興のために政府は特別の方法をもつて十分な予算を組んで、その方面に逐年金を費していくたいと思つております。同時に、こくわづかであります。御指摘のように、設備の近代化等についても、これはもつとたくさんのお金を持つていただきたいと思うのであります。限られた予算ではあります、しかし、本年はかれこれ十億という金をこれに充てるというふうに持つていいたわけであります。

さらに、第三の体質の改善といふことになりますれば、これはどうしても組織的に考えていかなければいけない、組織化しなければいけない、不正当競争等があつては困る。そういうようなことのために、特に中小企業のためには中小企業団体法というものを設けまして、中小企業者一本になつて仕事をし、不当な競争をしないで、手を携えて進んでいこうじゃないかといふよ

○栗山良夫君 これはまたいぢれ機会があつたらもう少し掘り下げて伺いたいと思いますが、ただいまの質問の中でも、中小企業の体質改善といふ問題についての大層のお説というものは、今、中小企業がほんとうに困っている真髓に触れては全然おられないのじやないかと僕は思うのですが、その点で中小企業そのものが困つておる、その困り方にについての認識を一べん伺つておきたいと思うのです。それはどういうことかといいますと、今、中小企業の組織化をしなければならぬとか、あるいは団結をしなければならぬとか、そういうことをおっしゃいました。それも確かに一つの方法だと思います。思いますが、組織化をし、団結をし、そして若干の金融措置を講じて、金利を下げてやつたところで、現在の中小企業は絶対に立ちいかない、非常に大きな壁が前面にあるということを政府が認識されておるかどうか、それを伺いたい。それはどういうことかと申しますと、具体的に言えば、確かに今資本の系列化が非常に進んでおりますね。これは具体的に私が申し上げなくては御承知だと思いますが、三井、住友、その他大資本がずっと下請まで準備しておることは、御承知の通りなんですね。これは中小企業といふものでは安定しないということになつてゐるのであります。従つて、その資本系列に入らなければ、そうして下請的な仕事をしなければ、今の中小企業がすつと存じておるわけでございます。

ぱりだめなんですね。また、だめにあります。それで、どうか、それだけを伺っておきたいと思います。また、いざれこのことについてももう少し伺いたいと思います。通産省の認識いかんによっては私どもが、私はそういう工合に産業界と資本系列を強化している企業が、あの手この手を使って製品系列の整備を今やつておるのであります。そして大資本は、本が団結をして、過当競争をやめて割安価格でいいものをいわせて、中小企業の分野へどんどん食い込んでいくのですから、従来ならば、中小企業の姿になつた。その一番代表的な例は、今ブームだといわれている家庭電気器具をござらんなさい。家庭電気器具は、メーカー品でなければさっぱりブームではないのです。あんなものはそもそもかしくなくて作れるのですけれどもとにかく日立とか東芝とか三洋とか、松下とか富士とか、そういうメーカー品以外では、どんなにいいものを作つてみたって売れないのですから、伸びがないのです。中小企業で作れなかつていいえ、作れるのです。こういう現象が、たまたま今私の家庭電気器具ブームを例にあげたのですが、おそらく通産省でお調べになればわかりますが、それがあらゆる業界に及んでおるのであります。だから、これを放置しておいて小企業論をやるなんということは、およそナンセンスなんですね。そういう御認識を通産大臣をお持ちになつておられるかどうか、それだけを伺つておきたいと思います。また、いざれこのことについてももう少し伺いたいと思いますが、私はそういう工合に産業界と

はすつと接触してみて感を新たにしているのです。これではとても中小企業は立ち行かぬという感を新たにしているのですが、どういうふうにお考えになつてゐるか、伺つておきたい。

○國務大臣(高橋達之助君) 私は、ただいまの点につきましては、全く同感であります。このまことに置いておけば、やはり大工業が中小工業の分野を侵蝕すると、これはだんだん起つくるだらうと思ひます。あるいは、侵蝕しなくとも、系列化をやつていく、あるいは傍系会社とか、あの手この手をやってくるだらうと思う。これに対しても、何とかしてこれを法律でもつて阻止する方法はないだらうかといふことを検討しておりますが、私どものただいまの考え方では、できないものでありますから、そこで一つまり小工業者——小さな工業者が集まつてしまふことで大工業に対する個別的な話し合いをつけようとすることにして、そちらで政府はこれに対する勧告なり調停なりをやつていこうと、こういふうなことをでもつていただきたいと、こう思つてゐるわけなのでござります。一方、工業と違いまして、商業——小さな商売人の方々でございますが、これは御承知の百貨店法によつて百貨店の進出をある程度止めたとしておりますが、今まで小売商業特別措置法というものを御検討願ひまして、これによつてある程度購賣会なりあるいはそのほかの進出に對して、これを阻止してみたいと、こう存じてゐるわけでござりますが、どうも実際問題といたしまして、小さな工業者のやつているものは、これは特殊のものならば別でありますけれども、大工業の力をもつて、大きな設備

をもつてやつたときには、大量生産ができるというときには、これはまた一たまりもなく参るという点があるものですから、これには小工業者自身が自分で進歩して、ある程度大工業に入つていくことも考えられるわけであります。しかし一方において、何としても、小さな工業者でできるものは、これは保護するといふよろなことについても一段の創意工夫をしていただきと存じておるわけでございます。

○栗山良夫君 大体私の認識に賛意を表されたので、私も次の機会に、問題に移していくかと思いますが、一番中小企業の悩んでいる点は、あなたの方のおやりになっている経済政策といふものは、これは自由経済政策なんです。

自由経済の主義に立っているわけなんです。そうすれば中小企業の中で特別

に努力をした人はやがては、明治時代から日本の産業が歩んできただよ

うです。今は中小企業だけれども、将来は中小企業のトップへいき、さらに大企

業に伸び得るという、そういう楽しみがあつて今はやつているのです。ところが、そういうよろなことが今のように

過言ではない。家庭電気器具の中でも非常に特殊な発達をしてきた会社が二、三ありますけれども、これはそ

ういう例がほかにたくさんあります。鉄工業でも同じことです。隨所にある。その壁を取り除いてやる通産行政といふものがない限りにおいては、通産省が中小企業のた

めに熱を入れているということはおよ

そナシセンスだと、口にするにも恥かしいことではないかと思うのですが、

これは言葉が過ぎるかもしませんが、現実はそらなんです。それですか

ら、まあ高崎大臣は率直に答えていた

だいたので、私もその認識については満足いたしますが、次回にさらに、通

産省としてもそういう認識に立つて、中小企業を一体どうするのか、御検討

を願つておきたいと思います。

○島清君 私が、貿易の問題に触れて、北朝鮮、ベトナムなどに民間貿易促進

の動きがあるので、これに対してもどう思われるかと、う質問をしましたとき

に、大臣は中共貿易まで触られたのですが、私が、私たちも中共貿易の問題は、

話を今までしたときには、大臣は岸内閣におきましても主流派で非常に有力

な経済團僚でござりますので、大臣の言葉と、御答弁をそのまま信じて、

やがては実現するだらうというので、その程度で御期待を申し上げて、それ

から先はお尋ねしなかつたのですが、

ところがこんなに日がたちまして、

なかなか大臣の答弁通り中共との再開

ができないわけなんですね。そして、

特に岸内閣に対してはいろいろ注文

があるわけなんですね。その注文は私のところの佐多君が承わってきました

が復交し得ると、私はそう信じております。そういう時期が来るだらう、こ

の全部が全部でないにしても解決をします。そうしてそれで支払い方式

の向うの希望するような方式に従わなければなりません。それが、

かつだけに、進出をしておりまする企業それが、日本から部分品が入

らざに困っているわけですね。そうして、何か東南アジアにはこういつ

ますと、この問題は、私ははなはだ逃げ

ならないと思うのです。非常に人の悪い

ような質問のようではござりますけれども、こういうよろな中共側が考えて

いる問題を日本側において解決できる

と、岸内閣において解決できるんだ

ういうよろな確信がないと、私は、今まで大臣が答弁されたことは、これは岸

さんみたいにそつのない答弁だ、その

揚限の答弁だといふよろなことを言

われても、私はもうこれははなはだ申

し上げにくけれども、答弁にはなら

ないと思うのです。それで大臣、どう

なんですか、中共貿易の再開は、私

がお尋ねをしないのにみずからおつ

しゃつたのですが、そういうよろな

条件的なものをどのようにして解決を

して、そして再開実現に持つていか

れようというお考え方なのでござります

それはごかんべん願いたいと思いま

す。

○國務大臣(高崎達之助君) 非常にむ

つかしい御質問でございますが、私は

もう初めからちつとも変つてないこ

とは、一日も早く中共貿易を回復しなけ

ればならないといふ考えであります。

今まで岸内閣がいわゆる静穏という態

度をとつておつたんですが、静

観にもおのずから限度がありますが、静

観を発表せられた七ページのところに、

「今後とも、東南アジアを中心とする

経済協力対策を積極的に展開する方針

であります。すなわち円クレジットの供与、延滞方式の採用等による資本協

力につきましては、「云々といふよろな

件のことで大臣が中共貿易を再開する

ということを委員会の方で御答弁にな

ら、あたには触れておられないんであり

ますが、ブラジルあたりには、申し上

げます。が、ブラジルあたりには、企業が進

しやつても、具体的には伸びてゆく裏

づけといふものがないよな気がするんですがね、この点どうなんですか。

○国務大臣(高崎達之助君) 円クレジットの設定とか延べ取引は、ひとり東南アジアだけではありませんで、東南アジア等と書いてあつたと思いますが、中近東、中南米はもちろんのこと入つております。故意に落したわけではございません。特に御指摘の中南米、南米のブラジル等におきましてはオーブン・アカウント勘定以来、多少感情的に走つておるこもありましょが、そういうことのために今貿易が停頓状態にあり、一つは先方から持つてくる品物が今日ちょうど時期ではない、こういうことのため、一時的であります、日本の部分品すら送れないと、こうのことありますから、これに対する対応は、ある程度の円クレジットを設定しようというふうなことも考えて、いろいろ検討をしておるようなわざを願いたいと思います。

○島満君 私は日本経済の発展を推進

される通商産業大臣としては、国内の有効需要の高揚ということを私ははずわけにはいかないと思うのです。エアハルト西ドイツ経済相が来られたときに、あなたと三木さんはおそろいになりましたして、エアハルトが国内の有効需要を高めることが、拡大することが日本への輸出に先行しなければならぬ、こういうことを言われたので、あなたたちは打ちそろつてそれを否定されるのにずいぶん努力されたようでありましたが、それが私は全部の理由でないいたしましても、国内需要の高揚をお

か。

○国務大臣(高崎達之助君) 私は国内

需要を無視するわけではございませ

ん。輸出産業が起るには、やはり国内

ろそかにして経済の発展、そして貿易の振興といふことが、私は何か魂が抜けたといいましょか、たががゆるん

だといふよな印象を受けるのですね。ところが、あなたの報告の中には

一切そういうものが触れられていないのですね。そこでそのそりい触れて

ないといふ結論からいたしますと、要するに過剰の生産である。それから大企業の中には過剰設備といふものが今

日の不況の原因であるといつているわ

けです。過剰の設備である。生産も過剰である。そろするとこの品物をどうするかという問題になりますするといふ

と、結局、貿易を振興しようとする

ことは、輸出を重視的にやらなければならぬ

と、いうことを特にうたつておるわけ

でございますから、そういうふうなこと

は輸出が減つておる、こういうふ

うなことがありますから、まず今年

は輸出を重視的にやらなければならぬ

と、いうことを特にうたつておるわけ

でございますから、そういうふうなこと

べき問題じゃないと考えておるのですが、しばらく値上げをしないというお考えなのか、それともここ当分はもう値上げをしないという考え方なのか、それとも電気料金値上げのことについては全然考慮していないのだというところなのか、この点どういうお気持ちですか。

○國務大臣(高崎達之助君) 電気料金の値上げ問題は、新しく電力を開発すれば当然電気料金は上るものだと、こういうことで相当強い要求もあるわけなのであります。それはひとり業者だけではなくて、これに金を貸している世界銀行等についてもこれはよく考えるところ、こういうふうな点もいわれておるわけなのであります。それがために、政府といたしましては、昨年来電気料金調査委員会を開きまして、それで大体の答申が昨年の暮に出たわけであります。それを今検討いたしておりますが、現在その検討いたします中では、上げなければならぬというふうなファクターもあると同時に、上げなくていい、ある程度これは料金を甘く見ているというふうな点もあるといふことでありますから、これを検討いたします間は、今ここでしばらく電気料金には触れたくない、こう存しておるわけであります。

○委員長(田畠金光君) 本日の委員会はこれで散会いたします。

午後五時五分散会

案

一月三十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、プラント類輸出促進臨時措置法

## プラント類輸出促進臨時措置法 案

プラント類輸出促進臨時措置法

(目的) 国政府によるものとする。

輸出に伴う保証損失を補償する制度を確立することによつて、プラント類の輸出者一とは、プラント類の輸出者一

トソ類の輸出の促進を図ることを  
目内とする。  
（補償面額）  
（契約（以下「プラント類輸出契約」  
といふ。）の当事者のうち日本国内  
のものと認められない場合

**第四条** 换價契約の目的の種類(以下「補償種類」といふ。)は、当該プロ

ト」とは、鉱工業生産設備、電気若しくはガス共合規範、改定若しくは  
6 この法律において「保証損失」と  
は、プラント輸出者であつて、

は通信設備、水道施設、教育、研究施設、医療施設、文庫施設等の各施設の生産能力、性能その他を規定するもので、これを実現するための政策で定める事項についてては、本約定の第1項の規定による。本約定の第1項の規定による。

しかしはかんがいの施設又は政令で定  
められたものに依る場合、金の支払義務を伴う保証条項（以下  
「保証条項」といふ。）を含む  
うることで、この類する役員告訴（くわくさつ）を下す  
額とする。

（補償金額の限度）  
施設であつて、一の機能を営むた  
るに記載さし又は組み合ひざれど  
プラント類輸出契約を締結してい  
るものか、当該保証条項に基き、  
第五条 補償金額の限度は、補償金

機械、装置又は工作物の総合体を  
かつ、コンサルティングの欠陥に  
起因して、違約金を支払い又は当  
額に百分の七十の範囲内において得た金額  
政令で定める割合で乗じて得た金額

この法律において「プラントの输出」とは、プラントの重要な部分該違約金の支払に代えて機械若しくは装置の取替その他の必要な措置とする。  
(補償契約の締結の限度)

第六条 政府は、一会计年度内に締結する補償契約に係る補償金額の実績を講ずることにより受ける損失を構成する機械又は装置の輸出を行ふ。

この法律において「コンサルティング」とは、外國におけるプロジェクトを定めるところの政府による、政令で定めること

で、補償契約を締結するものとす  
る。 ろにより、保証条項を含むプラン  
ト頃輸出契約を締結しているプラ  
ントの建設又は改修（以下単に  
「プラン」）を受けることによる。

（補償料）  
ノト類輸出者を相手方として、その  
の者の保証損失を補償する契約を  
する計画又は設計をいう。

第七条 有價証券を新規に発行する場合、その法律において「プラント類の輸出」とは、プラントの輸出又は、締結することができる。  
2 政府は、次の各号に掲げる場合

は日本国内に住所若しくは居所を有する者が外國におけるその他の見込には、前項の契約（以下「補償契約」という。）を締結してはならない失の発生の見込、補償契約に関する国の事務取扱費等を勘案して政

者を契約の相手方としてするコンサルティング苦しくはプラントの運営に従事する。一方、当該プラントへ供給する契約に係る料率を乗じて得た金額に相当する金額を、補償料として命で定める料率を乗じて得た金額に相当する金額を、補償料として

建設等をいい、これらに対する対応の保証条項又はコンサルティング

第九部 商工委員會會議錄第七號

(補償原因の発生及び補償金の額)

第八条 换出者に当該補償契約に係る保証損失が発生したときは、当該補償契約について補償原因が発生したるものとし、政府は、当該プラント類輸出者に対し、当該保証損失に相当する金額に百分の七十の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額又は補償金額のいずれか少ない金額に相当する金額を補償する。

2 前項の場合において、プラント類輸出者が当該保証損失に関し第三者に対して債権を有しているときは、その者の保証損失の額は、当該保証損失の額から当該債権に相当する金額を差し引いて得た金額に相当する金額とする。(政令への委任)

第九条 第七条の規定による補償料の納付の時期及び前条第一項の規定による補償金の支払の時期その他当該納付及び支払に関する事項は、政令で定める。

(補償契約の有効期間)

第十条 補償契約の有効期間は、その締結の日から当該プラント類輸出契約に係る保証条項が効力を失う日まで又は当該プラント類輸出契約(コンサルティングのみの契約を除く)に係るプラントの引渡後二年(コンサルティングのみの契約にあつては、当該コンサルティングの終了後四年)を経過するまでのいすれか短い期間とする。(補償契約の解除等)

第十一 条 换出契約に係るプラント類輸出契約が当該プラント類輸出する。

者の責に帰することができない理由により解除された場合には、政府は、当該補償契約の解除の申込に応することができる。

第十二条 政府は、補償契約を締結したプラント類輸出者がこの法律(これに基く命令を含む)の規定又は補償契約の条項に違反したときは、補償金の全部若しくは一部を支払わず、その全部若しくは一部を返還させ、又は補償契約を解除することができる。

(補償契約の解除の効力)

第十三条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百二十条(賃貸借の解除の効力)の規定は、第十一条及び前条に規定する補償契約の解除について準用する。

(業務の管掌)

第十四条 この法律に規定する政府の業務は、通商産業大臣が管掌する。

2 通商産業大臣は、外國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)又はこれに基づく命令の規定により大蔵大臣の承認(許可を含む)を要するプラント類輸出契約についての補償契約

の締結その他政令で定める事項については、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

(指定期間の役員等の秘密保持義務)

第十七条 前条第一項の規定により委託された業務に従事する指定機関の役員若しくは職員又はこれらに相当する者(以下「指定機関の業務」という。)の名称、住所及び当該業務を行なう事業所の所在地を官報に公示しなければならない。

(指定期間の役員等の秘密保持義務)

第十八条 第十六条第一項の規定による措置について不服がある者は、通商産業大臣に対し、不服の申立をすることができる。

2 通商産業大臣は、不服の申立を受けたときは、通商産業省令で定めるときは、指定機関に対し、第

める手続に従い、公開による聴聞を行い、申立を受けた日から六月以内に決定し、申立人に対してその旨を通知しなければならない。

第十六条 通商産業大臣は、政令で定めることにより、補償契約の締結に関する業務その他のこの法律の規定に基く業務の一部を、民法第三十四条(公益法人の設立)の規定により設立された法人であつて、当該業務を委託するに必要かつ適切な組織と能力とを有するものに取り扱わせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により業務を委託した場合には、当該委託をした者(以下「指定機関」)の名称、住所及び当該業務を行なう事業所の所在地を官報に公示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

十六条第一項の規定により委託した業務に關し、監督上必要な命令をし、若しくは報告をさせ、又はその職員に指定機関の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができ。

十七条 第二号の次に次の一號を加える。

三十一年限り、その効力を失う。ただし、その時までに第三条第一項の規定により締結された補償契約についてのこの法律の規定の適用及びその時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

十八条 第二号の次に次の一號を加える。

三十一年限り、その効力を失う。ただし、その時までに第三条第一項の規定により締結された補償契約についてのこの法律の規定の適用及びその時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

十九条 第二号の次に次の一號を加える。

三十一年限り、その効力を失う。ただし、その時までに第三条第一項の規定により締結された補償契約についてのこの法律の規定の適用及びその時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

二十条 第二号の次に次の一號を加える。

三十一年限り、その効力を失う。ただし、その時までに第三条第一項の規定により締結された補償契約についてのこの法律の規定の適用及びその時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

二十一条 第二号の次に次の一號を加える。

三十一年限り、その効力を失う。ただし、その時までに第三条第一項の規定により締結された補償契約についてのこの法律の規定の適用及びその時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

二十二条 第二号の次に次の一號を加える。

三十一年限り、その効力を失う。ただし、その時までに第三条第一項の規定により締結された補償契約についてのこの法律の規定の適用及びその時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

二十三条 第二号の次に次の一號を加える。

三十一年限り、その効力を失う。ただし、その時までに第三条第一項の規定により締結された補償契約についてのこの法律の規定の適用及びその時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

二十四条 第二号の次に次の一號を加える。

三十一年限り、その効力を失う。ただし、その時までに第三条第一項の規定により締結された補償契約についてのこの法律の規定の適用及びその時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

二十五条 第二号の次に次の一號を加える。

三十一年限り、その効力を失う。ただし、その時までに第三条第一項の規定により締結された補償契約についてのこの法律の規定の適用及びその時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

二十六条 第二号の次に次の一號を加える。

三十一年限り、その効力を失う。ただし、その時までに第三条第一項の規定により締結された補償契約についてのこの法律の規定の適用及びその時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

二十七条 第二号の次に次の一號を加える。

三十一年限り、その効力を失う。ただし、その時までに第三条第一項の規定により締結された補償契約についてのこの法律の規定の適用及びその時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

二十八条 第二号の次に次の一號を加える。

三十一年限り、その効力を失う。ただし、その時までに第三条第一項の規定により締結された補償契約についてのこの法律の規定の適用及びその時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

二十九条 第二号の次に次の一號を加える。

三十一年限り、その効力を失う。ただし、その時までに第三条第一項の規定により締結された補償契約についてのこの法律の規定の適用及びその時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。



亡若しくはその代理権の変更若しくは消滅によつては、消滅しない。

(代理人の個別代理)  
第十二条 手続をする者の代理人が二人以上あるときは、特許庁に対しても、各人が本人を代理する。

(代理人の改任等)  
第十三条 特許庁長官又は審判長は、手続をする者がその手続をするのに適当でないと認めるときは、代理人により手続をすべきことを命ずることができる。

3 特許庁長官又は審判長は、前二項の場合において、弁理士を代理人とすべきことを命ずることができる。

4 特許庁長官又は審判長は、第一項又は第二項の規定による命令をした後に第一項の手続をする者は第二項の代理人が特許庁に対し手続を無効にすることができる。

## (複数当事者の相互代表)

第十四条 二人以上が共同して手続をしたときは、特許出願の変更、放棄及び取下、請求、申請又は申立の取下、第百二十二条第一項又は第百二十二条第一項の審判の請求並びに訴願及びその取下以外の手続については、各人が全員を代表するものとする。ただし、代表者を定めて特許庁に届け出たときは、この限りでない。

(在外者の裁判管轄)  
第十五条 在外者の特許権その他の特許に関する権利については、特許局をもつて、特許代理人がないときは特許庁の所在地をもつて民管があるときはその住所又は居所をもつて、特許代理人がないときは特許庁の所在地をもつて民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第八条の財産の所在地とみなす。

(手続をする能力がない場合の追認)

第十六条 未成年者(独立して法律行為をすることができる者を除く。)又は禁治產者がした手続は、法定代理人(本人が手続をする能力を取得したときは、本人)が追認することができる。

2 代理権がない者がした手続は、法定代理人が追認することができる。

3 準禁治產者が保佐人の同意を得ないでした手続は、準禁治產者が保佐人の同意を得て追認することができる。

4 後見監督人がある場合において法定代理人がその同意を得ないでした手続は、後見監督人の同意を得た法定代理人又は手続をする能力を取得した本人が追認することができる。

## (手続の補正)

第十七条 手続をした者は、事件が発生する場合に限り、その補正をすることができる。

第十八条 特許庁長官は、前条第二項の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないとき、又は特許権の設定の登録を受ける者が第百八条第一項若しくは第二項ただし書に規定する期間内に特許料を納付しないときは、その手続を無効にすることができる。

第十九条 願書等の提出の効力発生時期  
第十九条 願書又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつては、各人に全員を代表するものとする。ただし、代表者を定めて特許庁に届け出たときは、この限りでない。

2 手続をする者は、手続をするに適当でないと認めるときは、代理人により手続をすべきことを命ずることができる。

3 特許庁長官又は審判長は、前二項の規定による手数料を納付しないとき。

4 後見監督人がある場合において法定代理人がその同意を得ないでした手続は、後見監督人の同意を得た法定代理人又は手続をする能力を取得した本人が追認することができる。

3 前二項の規定による補正(手数料の納付を除く。)をするには、手続補正書を提出しなければならない。(手続の無効)

第二十一条 特許権その他の特許に関する権利についてした手続の効力は、特許庁に事件が係属している場合において、特許権その他の特許に関する権利の承継人にも、及ぶものとする。

3 特許庁長官又は審判長は、前項の規定により受継があつたものとみなしたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

第二十二条 特許庁長官又は審判官は、決定、査定又は審決の謄本の送達後に中断した手続の受継の申請について、受継を許すかどうかの決定をしなければならない。

2 前項の決定は、文書をもつて行なわれる。

3 特許権その他の特許に関する権利の承継人に対し、その事件に関する手続を続行することができる。

3 (手続の中止)  
第二十二条 特許庁長官又は審判官は、決定、査定又は審決の謄本の送達後に中断した手続の受継の申請について、受継を許すかどうかの決定をしなければならない。

2 前項の決定は、文書をもつて行なわれる。

3 第二十二条 特許庁長官又は審判官は、決定、査定又は審決の謄本の送達後に中断した手続の受継の申請について、受継を許すかどうかの決定をしなければならない。

第二十三条 特許庁長官又は審判官は、中断し又は中止した審査、審査、審査又は再審に係属している場合に限り、その補正をすることができる。ただし、出願公告をすべき旨の決定又は請求公告をすべき旨の決定の贈本の送達があつた後は、第六十四条(第百五十九条)頼書等の提出の効力発生時期  
第二十五条 日本国に住所又は居所(法人にあつては、営業所)を

有しない外国人は、次の各号の一に該当する場合を除き、特許権を有する他の特許に関する権利を享有することができない。

一 その者の属する国において、日本国民に対し、その国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利の享有を認めているとき。

二 その者の属する国において、日本国民がその国民に対し特許権その他特許に関する権利の享有を認めているとき。

三 条約に別段の定があるとき。

第二十六条 特許に関する事項は、特許出願前に日本国内において公然知られた発明（特許原簿への登録）

第二十七条 次に掲げる事項は、特許出願前に日本国内に登録する。

一 特許権の設定、移転、消滅若しくは処分の制限又は第七十五条第一項の規定による特許権の変更。

二 専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限。

三 特許権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限。

2 この法律に規定するもののは、登録に関して必要な事項は、政令で定める。

(特許の交付)

第二十八条 特許庁長官は、特許権の設定の登録があつたとき、又は願書に添附した明細書若しくは図面の訂正をするべき旨の審決が確定した場合において、その登録があつたときは、特許権者に対し、特許証を交付する。

2 特許証の再交付については、通常産業省令で定める。

(特許の要件)

第二十九条 廉業上利用することができる発明をした者は、次に掲げたる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

一 特許出願前に日本国内において公然知られた発明

二 特許出願前に日本国内において記載された発明

三 特許出願前に日本国内又は外国において領布された刊行物に記載された発明

2 特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明をすることができるときは、その発明については、同項の規定にかかわらず、特許を受けることができる。（発明の新規性の喪失の例外）

第三十条 特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊行物に発表し、又は特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもつて発表することによつて、前条第一項各号の一に該当するに至つた発明について、その該当するに至つた日から六月以内に特許出願に係る発明について第

三 その者が特許出願をしたときは、その発明は、同項各号の一に該当するに至つた発明について、その該当するに至らなかつたものとみなす。その該当するに至つた日から六月以内にその者が特許出願をしたときも、前項と同様とする。

2 特許を受ける権利を有する者の意に反して前条第一項各号の一に該当するに至つた発明について、その該当するに至つた日から六月以内にその者が特許出願をしたときも、前項と同様とする。

3 特許を受ける権利を有する者が「政府等」というが開設する博覽会に、同盟条約（千九百年十二月十四日にプラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーベンロンドンで改正された工業所有権保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ同盟条約をいふ。以下同じ。）の同盟国の領域内でその政局等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覽会であつて特許庁長官が指定するものに出品することにより前条第一項各号の二に該当するに至つた発明について、その該当するに至つた日から六月以内に特許出願に係る発明について第

三 その者の特許出願が方法の特許である場合において、その方法の特許の実施に直接使用する機械、器具、装置その他の物の発明

(特許の受け取ることのできない発明)

第三十二条 次に掲げる発明については、第二十九条の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

一 飲食物又は嗜好物の発明

二 医薬（人の病気の診断、治療、処置又は予防のため使用する物をいう。以下同じ。）又は二以上の医薬を混合して一の医薬を製造する方法の発明

三 化学方法により製造されるべき物質の発明

4 特許出願後ににおける特許を受けた書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その特許出願

に係る発明が第一項又は前項に規定する発明であることを証明する書面を特許出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

(特許を受ける権利)

第三十三条 特許を受ける権利は、特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡することができない。

2 特許を受ける権利は、質権の目的とすることができない。

3 特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡することができない。

2 同一の者から承継した同一の特許を受ける権利について同日に二以上に特許出願があつたときは、第三者に対抗することができない。

3 同一の者から承継した同一の特許を受ける権利について同日に二以上に特許出願があつたときは、特許出願人の協議により定めた者以外の者の承継は、第三者に対抗することができない。

2 同一の者から承継した同一の特許を受ける権利について同日に二以上に特許出願があつたときは、特許出願人の協議により定めた者以外の者の承継は、第三者に対抗することができない。

3 同一の者から承継した同一の特許及び考案についての特許を受けれる権利及び実用新案許可を受ける権利について同日に特許出願及び実用新案許可出願があつたときは、前項と同様とする。

4 特許出願後ににおける特許を受けれる権利の承継は、相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官に届け出なければ、その効力を生じない。

5 特許を受ける権利の相続その他の一般承継があつたときは、承継人は、遅滞なく、その旨を特許庁長官に届け出なければならない。

6 同一の者から承継した同一の特許を受ける権利の承継について同日に二以上の届出があったときは、その効力は、届出をした者の協議により定めた者以外の者の届出は、その効力を生じない。

7 第三十九条第七項及び第八項の規定は、第二項、第三項及び前項の場合に準用する。

## (職務発明)

第三十五条 使用者、法人、國又は地方公共団体（以下「使用者等」という。）は、従業者、法人の役員、國家公務員又は地方公務員（以下「従業者等」という。）がその性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至つた行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する（以下「職務発明」という。）につて特許を受けたとき、又は職務発明について特許を受ける権利を承継した者がその発明について特許を受けたときは、その特許権について通常実施権を有する。

3 従業者等は、契約、勤務規則その他他の定により、職務発明について使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、又は使用者等のため専用実施権を設定したときは、相当の対価の支払を受ける権利を有する。

4 前項の対価の額は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額及びその発明がされるについて使用者等が貢献した程度を考慮して定めなければならない。

## (特許出願)

第三十六条 特許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人については代表者の氏名

## 二 提出の年月日

## 三 発明の名称

## 四 発明者の氏名及び住所又は居所

2 願書には、次に掲げる事項を記載した明細書及び必要な図面を添附しなければならない。

## 一 発明の名称

## 二 図面の簡単な説明

## 三 発明の詳細な説明

## 四 特許請求の範囲

3 追加の特許を受けようとするとときは、追加の特許を受けようとすると

る発明についての追加の関係を明細書に記載しなければならない。

4 第二項第三号の発明の詳細な説明には、その発明が職務発明である程度にその通常の知識を有する者が容易にその実施をすることができる程度に、その発明の目的、構成及び効果を記載しなければならない。

5 第二項第四号の特許請求の範囲には、発明の詳細な説明に記載しない。

第三十九条 同一の発明について異なる場合において、その方法の発明の実施に直接使用する機械、器具、装置その他の物の発明（先願）

6 第三十八条ただし書の規定により二以上の発明について同一の願書で特許出願をするときは、第二項第四号の特許請求の範囲は、発明ごとに区分して記載しなければならない。

7 第二項又は第四項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を出願人に命じなければならぬ。

（共同出願）  
第三十七条 特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者と共同でなければ、特許出願をすることができない。

## (一発明一出願)

第三十八条 特許出願は、発明ごとにしなければならない。ただし、二以上の発明であつても、特許請求の範囲に記載される一の発明（以下「特定発明」という。）に対し次に掲げる関係を有する発明については、特定発明と同一の願書で特許出願をすることができる。

一 その特定発明の構成に欠くことのできない事項の全部又は主要部をその構成に欠くことができない事項の主要部としている

二 その特定発明が物の発明である場合において、その物を生ずる方法の発明又はその物を生産する機械、器具、装置その他の物の発明

三 その特定発明が方法の発明である場合において、その方法の構成及び効果を記載しなければならない。

4 特許出願に係る発明と実用新案許可出願に係る考案とが同一である場合において、その特許出願及び実用新案許可出願が異なつた日以後にされたものであるときは、特許出願人は、実用新案許可出願人より先に出願をした場合にのみその発明について特許を受けることができる。

5 特許出願に係る考案とが同一である場合において、その特許出願及び実用新案許可出願が同日にされたものであるときは、出願人の協議により定めた一の出願人のみが特許又は実用新案許可を受けることができる。

6 発明又は考案者でない者であつて特許を受ける権利又は実用新案許可を受ける権利を承継しないものがした特許出願又は実用新案許可出願は、第一項から第四項までの規定の適用については、特許出願又は実用新案許可出願でないものとみなす。

7 特許庁長官は、第二項又は第四項の場合は、相当の期間を指定してその結果を届け出るべき旨を出願人に命じなければならぬ。

（二同一の発明について同日に二以上の特許出願があつたときは、特許出願人があつたときは、特許出願人の協議により定めた一の

特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をするこ

とができないときは、いずれも、その発明について特許を受けるこ

とができない。

8 特許庁長官は、前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、第二項又は第四項の協議が成立しなかつたものとみなすことができる。

（明細書等の補正と要旨変更）  
第四十条 願書に添附した明細書又は図面について出願公告をすべき旨の決定の臘本の送達前にした補正がこれらの要旨を変更するものと特許権の設定の登録があつた後認められたときは、その特許出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

8 特許出願公告をすべき旨の決定の臘本の送達前にした補正がこれらの要旨を変更するものと特許権の設定の登録があつた後認められたときは、その特許出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

9 第四十二条 願書に添附した明細書又は図面について出願公告をすべき旨の決定の臘本の送達前に、願書に最初に添附した明細書又は図面に記載した事項の範囲内において特許請求の範囲を増加し減少し又は変更する補正是、明細書の要旨を変更しないものとみなす。

10 第四十三条 願書に添附した明細書又は図面について出願公告をすべき旨の決定の臘本の送達後にした補正が第六十四条（第百五十九条

第二項(第一百七十四条第一項において準用する場合を含む。)において規定しているものと特許権の設定の登録があつた後に認められたときは、その補正がされなかつた特許出願について特許がされたものとみなす。

(優先権主張の手続)

第四十三条 同盟条約第四条第一号の規定により特許出願について優先権を主張しようとする者は、その旨並びに最初に出願をし又は同条第一号の規定により最初に出願をしたものと認められた同盟条約の同盟国の国名及び出願の年月日を記載した書面を特許出願と一緒に特許局長官に提出しなければならない。

前項の規定による優先権の主張をした者は、最初に出願をし若しくは同盟条約第四条第一号の規定により最初に出願をしたものと認められた同盟条約の同盟国の認証がある出願の年月日を記載した書面、発明の明細書及び図面の謄本又はこれらと同様な内容を有する公報若しくは証明書であつてその同盟国の政府が発行したものと特許出願の日から三月以内に特許局長官に提出しなければならない。

第一項の規定による優先権の主張をした者が前項に規定する期間内に同項に規定する書類を提出しないときは、優先権の主張は、その効力を失う。

(特許出願の分割)

2 前項の規定による特許出願の分  
割は、特許出願について査定又は  
審決が確定した後は、することができる。  
第一項の場合は、新たな特許出  
願は、もとの特許出願の時にした  
ものとみなす。ただし、第三十条  
第四項並びに前条第一項及び第二  
項の規定の適用については、この  
限りでない。

(出願の変更)

第四十五条 特許出願人は、追加の  
特許出願を独立の特許出願に変更する  
ことができる。この場合は、  
独立の特許出願は、追加の特許出  
願の時にしたものとみなす。

2 前項の規定による特許出願の変  
更は、特許出願について査定又は  
審決が確定した後は、することができ  
ない。

3 特許出願人は、独立の特許出願  
を追加の特許出願に変更すること  
ができる。この場合は、追加の特  
許出願は、独立の特許出願の時に  
したものとみなす。

4 前項の規定による特許出願の変  
更は、特許出願について出願公告  
をすべき旨の決定の臘本の送達が  
あつた後は、することができな  
い。

第一項又は第三項の規定によ  
る特許出願の変更があつたときは、  
もとの特許出願は、取り下げたも  
のとみなす。

(審査官による審査)

第四十七条 特許庁長官は、審査官に特許出願及び異議の申立を審査させなければならぬ。

(審査官の除斥)

第四十八条 第百三十九条第一号から第五号まで及び第七号の規定は、審査官に準用する。

(拒絶の査定)

第四十九条 審査官は、特許出願が次の各号の一に該当するときは、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一 その特許出願に係る発明が第二十五条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十七条又は第二十九条第一項から第四項までの規定により特許をすることができないものであるとき。

二 その特許出願に係る発明が条約の規定により特許をすることができないものであるとき。

三 その特許出願が第三十六条第三四项若しくは第五項又は第三十八条规定する要件をみたしていないとき。

四 その特許出願人が発明者でない場合において、その発明について特許を受ける権利を承継しないとき。

(拒絶理由の通知)

第五十条 審査官は、拒絶をすべき旨の査定をしようとするときは、特許出願人に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して

(出願公告)  
意見書を提出する機会を与えるなければならない。

第五十一条 審査官は、特許出願について拒絶の理由を発見しないときは、出願公告をすべき旨の決定をしなければならない。

2 特許局長官は、出願公告をすべき旨の決定があつたときは、決定の臘本を特許出願人に送達し、後、出願公告をしなければならぬ。

3 出願公告は、次に掲げる事項を特許公報に掲載することにより行い。  
一 特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人につては代表者の氏名  
二 特許出願の番号及び年月日  
三 発明者の氏名及び住所又は居所  
四 願書に添附した明細書に記載した事項及び図面の内容  
五 出願公告の番号及び年月日  
六 前各号に掲げるものほか、必要な事項  
4 特許局長官は、出願公告の日より二月間、特許庁において出願公報類及びその附属物件を公衆の検索に供しなければならない。  
(出願公告の効果等)

第五十二条 特許出願人は、出願公告があつたときは、業としてその特許出願に係る発明の実施をする権利を專有する。  
2 前項の権利に基く不当利得の返還又は損害の賠償の請求権は、特許権の設定の登録があつた後でなければ、行なうことができない。

3 第百一条から第六百六条までの規定は、第一項の権利に基く損害の賠償の請求をする場合に準用する。

4 第一項の権利に基く損害の賠償の請求権を有する者が当該特許権の設定の登録前にその侵害の行為及びその行為をした者を知つた場合における民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百二十四条の規定の適用については、同条中「被害者又ハ其法定代理人ガ損害及ビ加害者ヲ知リタル時」とある

5 出願公告後に特許出願が放棄され取り下げ若しくは無効にされたとき、特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第一百二十二条第四項の規定により特許権が初めから存在しなかつたものとみなされたとき、又は第一百二十五条ただし書の場合を除き特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、第一項の権利は、初めから生じなかつたものとみなす。

(補正の却下)  
第五十三条 願書に添附した明細書又は図面について出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前にした補正がこれらを要旨を変更するものであるときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。  
2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならない。

由を附さなければならない。  
2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならない。

3 第一項の規定による却下の決定があつたときは、決定の謄本の送達があつた日から三十日を経過するまでは、当該特許出願について査定（出願公告をすべき旨の決定前に第一項の規定による却下の決定があつたときは、出願公告をするべき旨の決定又は拒絶をすべき旨の査定）をしてはならない。

4 特許出願人が第一項の規定による却下の決定の決定の謄本の送達があつたときは、その特許出願をした日から三十日以内にその補正後

5 前項に規定する新たな特許出願があつたときは、その特許出願をした日から三十日以内にその補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

6 前二項の規定は、特許出願人が第四項に規定する新たな特許出願について同項の規定の適用を受けたときは、もとの特許出願をすべき旨の査定若しくは審決が記載した旨を記載した書面をその特許出願と同時に特許庁長官に提出した場合に限り、適用があるものとする。

7 審査官は、特許出願人が第一項の規定による却下の決定に対し第百二十二条第一項の審判を請求したときは、その審判の査定が確定したときは、審査官は、决定

その補正を却下しなければならない。

2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならない。

3 第一項の規定による却下の決定に対する不服を申し立てることができない。ただし、第一百二十一条第一項の審判を請求した場合においては、この限りでない。

4 第一項の決定に対する不服を申し立てることができない。ただし、第一百二十一条第一項の審判を請求した場合においては、この限りでない。

5 第五十五条 出願公告があつたときは、何人も、その日から二月以内に、特許庁長官に異議の申立をすることができる。

6 第五十六条 異議の申立をするには、その理由及び必要な証拠の表示を記載した異議申立書を提出しなければならない。

7 第五十七条 異議の申立をするには、その理由及び必要な証拠の表示を記載した異議申立書を記載した理由又は証拠の表示の補正をすることができない。

8 第五十八条 異議の申立をするには、その結果その特許出願について拒絶をすべき旨の査定をすべき旨の査定をすることとしたときは、第五十八条第一項の規定にかかるわらず、他の異議の申立てに要しない。

9 第五十九条 第百四十六条、第一百五十七条 審査官は、異議の申立書に記載した理由又は証拠の表示の補正をすることができる。

10 第六十条 審査官は、第五十八条第一項の決定をした後、その特許出願について特許をすべき旨の査定をすべき旨の査定をしなければならない。

11 第六十一条 審査官は、二以上の異議の申立があつた場合において、

12 第六十二条 審査官は、前項の規定により第五十八条第一項の決定をしたときは、第五十八条第一項の規定にかかるわらず、他の異議の申立てに要しない。

13 第六十三条 審査官は、第五十六条第一項の規定により異議申立書について

14 第六十四条 審査官は、出願公

15 第六十五条 審査官は、査定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならぬ。

16 第六十六条 審査官は、査定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならぬ。

17 第六十七条 審査官は、査定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならぬ。

18 第六十八条 審査官は、査定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならぬ。

19 第六十九条 審査官は、査定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならぬ。

20 第七十条 審査官は、査定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならぬ。

21 第七十一条 審査官は、査定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならぬ。

22 第七十二条 審査官は、査定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならぬ。

23 第七十三条 審査官は、査定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならぬ。

べき旨の査定をするものを除き、その特許出願について特許を行ひ、かつ、理由を附さなければならぬ。

(査定の方法)

24 第七十四条 審査官は、査定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならぬ。

(出願公告決定後の補正)

25 第七十五条 審査官は、査定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならぬ。

(特許出願決定後の査定)

26 第七十六条 審査官は、査定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならぬ。

(特許出願決定後の査定)

27 第七十七条 審査官は、査定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならぬ。

(特許出願決定後の査定)

28 第七十八条 審査官は、査定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならぬ。

(特許出願決定後の査定)

29 第七十九条 審査官は、査定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならぬ。

(特許出願決定後の査定)

30 第八十条 審査官は、査定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならぬ。

(特許出願決定後の査定)

31 第八十二条 審査官は、査定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならぬ。

(特許出願決定後の査定)

32 第八十三条 審査官は、査定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならぬ。

(特許出願決定後の査定)

33 第八十四条 審査官は、査定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならぬ。

(特許出願決定後の査定)

34 第八十五条 審査官は、査定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならぬ。

(特許出願決定後の査定)

35 第八十六条 審査官は、査定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならぬ。

(特許出願決定後の査定)

36 第八十七条 審査官は、査定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならぬ。

(特許出願決定後の査定)

## 第四章 特許権

### 第一節 特許権

#### (特許権の設定の登録)

##### 第六十六条 特許権は、設定の登録

により発生する。

##### 2 第百七条第一項の規定による

第一年から第三年までの各年分の特許料の納付又はその納付の免除若しくは猶予があつたときは、特許権の設定の登録をする。

##### 3 前項の登録があつたときは、特許権者の氏名又は名称及び住所又は居所、特許番号並びに設定の登録の年月日を特許公報に掲載しなければならない。

#### (存続期間)

第六十七条 特許権の存続期間は、出願公告の日から十五年をもつて終了する。ただし、特許出願の日から二十年をこえることができない。

##### 2 第四十五条又は第五十三条第四項（第五十九条第一項（第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により特許出願が手続補正書を提出した時にしたもとのとみなされたときは、もとの特許出願の際又は手続補正書を提出した際現に日本国内においてその規定によりその特許出願が実施には及ばない。

#### (特許権の効力が及ばない範囲)

第六十九条 特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許発明の実施には及ばない。

##### 2 特許権の効力は、次に掲げる物には、及ばない。

一 単に日本国内を通過するに過ぎない船舶若しくは航空機又は装置その他の物

##### 2 特許出願の時から日本国内にある物

#### (特許発明の技術的範囲)

第七十条 特許発明の技術的範囲は、願書に添附した明細書の特許請求の範囲の記載に基いて定めなければならない。

##### 2 第七十二条 特許発明の技術的範囲については、特許庁に対し、解説を求めることができる。

##### 2 特許長官は、前項の規定による求があつたときは、三名以下の審判官を指定して、その解説をさせなければならない。

#### (他人の特許発明等との関係)

第七十二条 特許権者は、専用実施権を提出した時にしたものとみなされたときは、前項ただし書の規定の二十年は、同項ただし書の規定にかかるわらず、との特許出願の翌日から起算する。

3 第七十五条第一項の規定により追加の特許権が独立の特許権となつたときは、その独立の特許権の存続期間は、原特許権の残存期間とする。

#### (特許権の効力)

第六十八条 特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を專有

する。ただし、その特許権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその特許発明の実施をする権利を専有する範囲について、この限りでない。

（共有に係る特許権）  
第七十三条 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又はその持分を目的として質権を設定することができない。

（共有に係る特許権）  
第七十六条 特許権は、民法第九百五十八条の期間内に相続人である

五十九条第一項（第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定によりその特許出願が手続補正書を提出した時にしたもとのとみなされたときは、もとの特許出願の際又は手續補正書を提出した際現に日本国内においてその実施には及ばない。

（専用実施権）  
第七十七条 特許権者は、その特許権について専用実施権を設定することができる。

（専用実施権）  
第七十八条 特許権者は、専用実施権を得た場合に限り、その専用実施権について質権を設定し、又は他人に通常実施権を許諾することができる。

（専用実施権）  
第七十九条 特許権者は、専用実施権について他人に通常実施権を許諾することができる。

（専用実施権）  
第八十条 次の各号の一に該当する者であつて、第百二十三条第一項又は実用新案法第三十七条第一項の審判の請求の登録前に、特許権について通常実施権を有する。

（無効審判の請求登録前の実施による通常実施権）  
第八十一条 次の各号の一に該当する者であつて、第百二十三条第一項又は実用新案法第三十七条第一項の審判の請求の登録前に、特許権について通常実施権を有する。

（無効審判の請求登録前の実施による通常実施権）  
第八十二条 次の各号の一に該当する者であつて、第百二十三条第一項各号の一又は実用新案法第三十七条第一項各号の一に該当することを知らないで、日本国内において当該発明又は考案の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明又は考案及び事業の目的の範囲内において、当該特許権又はその特許若しくは実用新案許可を無効にした際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

は、独立となつた追加の特許権の追加の特許権となる。

（相続人がない場合の特許権の消滅）  
第七十六条 特許権は、民法第九百五十八条の期間内に相続人である

五十九条第一項（第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定によりその特許出願が手續補正書を提出した時にしたもとのとみなされたときは、もとの特許出願の際又は手續補正書を提出した際現に日本国内においてその実施には及ばない。

（専用実施権）  
第七十七条 特許権者は、その特許権について専用実施権を設定することができる。

（専用実施権）  
第七十八条 特許権者は、専用実施権について他人に通常実施権を許諾することができる。

（専用実施権）  
第七十九条 特許権者は、専用実施権について他人に通常実施権を許諾することができる。

（専用実施権）  
第八十条 次の各号の一に該当する者であつて、第百二十三条第一項又は実用新案法第三十七条第一項の審判の請求の登録前に、特許権について通常実施権を有する。

（無効審判の請求登録前の実施による通常実施権）  
第八十一条 次の各号の一に該当する者であつて、第百二十三条第一項又は実用新案法第三十七条第一項の審判の請求の登録前に、特許権について通常実施権を有する。

（無効審判の請求登録前の実施による通常実施権）  
第八十二条 次の各号の一に該当する者であつて、第百二十三条第一項各号の一又は実用新案法第三十七条第一項各号の一に該当することを知らないで、日本国内において当該発明又は考案の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明又は考案及び事業の目的の範囲内において、当該特許権又はその特許若しくは実用新案許可を無効にした際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

（先使用による通常実施権）  
第七十九条 特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明を





#### (信用回復の措置)

**第一百六条** 故意又は過失により特許権又は専用実施権を侵害したことにより特許権者又は専用実施権者専用実施権者の業務上の信用を害した者に対しては、裁判所は、特許権者又は専用実施権者の請求により、損害の賠償に代え、又は損害の賠償とともに、特許権者又は専用実施権者の業務上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができる。

第三節 時序

以後の各年分の特許料は、前年以前に納付しなければならない。ただし、出願公告の日から特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日までに三年以上を経過したときは、第四年から査定又は審決の謄本の送達があつた日の属する年（査定又は審決の謄本の送達があつた日からその日の属する年の末日までの日数が三十日

2 前項の規定により特許料を納付した利害關係人は、納付すべき者が現に利益を受ける限度においてその費用の償還を請求することができる。

(既納の特許料の返還)

第一百十一条 既納の特許料は、次に掲げるものに限り、納付した者の請求により返還する。

一 過誤納の特許料

二 特許を無効にすべき旨の審決

4  
ときは、その特許権は第百八条第二項本文に規定する期間の経過時にさかのぼつて消滅したものとみなす。  
特許権者が第一項の規定により特許料を追納することができる期間内に第百九条の規定により納付が猶予された特許料及び第二項の割増特許料を納付しないときは、その特許権は、初めから存在しなかつたものとみなす。

（百十九条）委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

会長は、会務を總理する。

（省令への委任）

（百二十条）この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

**(特許料の納付期限)**  
第二百八条 前条第一項の規定による  
第一年から第三年までの各年分の  
特許料は、特許をすべき旨の査定  
又は審決の謄本の送達があつた日  
から三十日以内に一時に納付しな  
ければならない。  
前条第一項の規定による第四年

達があつた日までに三年以上を  
過したときは、第四年から査定  
は審決の贈本の送達があつた日  
属する年（査定又は審決の贈本の送  
達があつた日からその日の属  
る年の末日までの日数が三十日

2 前項の規定により特許料を納付した利害關係人は、納付すべき者が現に利益を受ける限度においてその費用の償還を請求することができる。

(既納の特許料の返還)

第一百十一条 既納の特許料は、次に掲げるものに限り、納付した者の請求により返還する。

一 過誤納の特許料

二 特許を無効にすべき旨の審決

4  
ときは、その特許権は第百八条第二項本文に規定する期間の経過時にさかのぼつて消滅したものとみなす。  
特許権者が第一項の規定により特許料を追納することができる期間内に第百九条の規定により納付が猶予された特許料及び第二項の割増特許料を納付しないときは、その特許権は、初めから存在しなかつたものとみなす。

（百十九条）委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

会長は、会務を總理する。

（省令への委任）

（百二十条）この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

ける者又は特許権者は、特許料として十五年（追加の特許権（第七十五条第一項の規定により独立の特許権となつたもの）を含む。以下同じ。）にあつては、出願公告の日から第七十四条の規定により消滅し、又は第六十七条第三項に規定する存続期間が満了するまで）の各年

3 特許庁長官は、特許料を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、第一項又は前項ただし書

(特許料の追納) 請求することができない。

によりその権限に屈させられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣又は特許庁長官の諸間に応

みたないときは、査定又は審決の  
勝本の送達があつた日の属する  
年の次の年)までの各年分の特許  
料は、特許をすべき旨の査定又は  
審決の勝本の送達があつた日から  
三十日以内に一時に納付しなけれ  
ばならぬ。

2 が確定した年の翌年以後の各年  
分の特許料

## 第五章 特許発明実施審議会

第五章 特許發明實施審議會







### 3 第一項の審決をするときは、前

**条第三項の規定は、適用しない。**

及び第二項、第一百四十八条並びに  
第一百四十九条の規定は、第一百二十  
一条第一項の審判には、適用する

第一項の審査は  
道月廿九

## （補正の却下の決定に対する審判の特則）

第一百六十二条

の審判において決定を取り消すべ  
き旨の審決があつて場合における

監査の審査があつた場合はそれに  
基づいて審査官は、その事件について審査官

第一百六十三條 第百三十四條第一項  
を拘束する。

第一項、第三項、第四項第一項  
及び第二項、第百四十八条並びに

第一百四十九条の規定は、第一百二十二  
条第一項の審判とは、適用しない

二多第一項の審査には通用しな  
い。

(訂正の審判における特則)

第六百二十四条 審査長は第六百二十一条第一項の審査の請求が同項各

号に掲げる事項を目的とせず、又

は同条第二項若しくは第三項の規定に適合しないときは、請求人に

その理由を通知し、相当の期間を  
旨定<sup>一二</sup>、意見書<sup>レ</sup>提出する機会

指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 審判官は、第一百二十六条第一項  
の審判の請求が同項各号に該する

の審査の請求が同項各号に掲げる事項を目的とし、かつ、同条第二

項及び第三項の規定に適合すると  
れば、書式公表にてば旨の決議

清水公告をすゝもこの決定をしなければならない。

第一百六十五条 第五十一条第二項か  
つ第四項まで、第五十二条、第五

第四項まで 第五十条から第五十八条まで及び第六十条から第六十二条までの規定は、請求公告をすべき旨の決定があつた場合に

2 適用する。この場合において、第五十五条第一項の申立があつたときは、第五十七条中「審査官」とあるのは、「審判長」と読み替えるものとする。

前項において準用する第五十五条第一項及び第二項、第一百四十八条並びに第一百二十九条第一項の審判の審判官が審判により決定をする。

第一百六十六条 第百三十四条第一項及び第二項、第一百四十八条並びに第一百四十九条の規定は、第一百二十九条第一項の審判には、適用しない。

(審決の効力)

第一百六十七条 何人も、第一百二十三条第一項又は第一百二十九条第一項の審判の確定審決の登録があつたときは、同一の事実及び同一の証拠に基いてその審判を請求することができない。

(訴訟との関係)

第一百六十八条 審判において必要があるときは、他の審判の審決が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。

2 訴訟において必要があるときは、裁判所は、審決が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。

(審判における費用の負担)

第一百六十九条 第百二十三条规定又は第一百二十九条第一項の審判に関する費用の負担は、審判が審決により終了するときはその審決をもつて、審判が審決によらないで終了するときは審判による決定をもつて、職権で一定めなければならぬ。

2 民事訴訟法第八十九条から第十四条まで、第九十九条第一項及び第二項、第九十九条、第一百二条並びに第六六条（訴費用の負担）の規定は、前項に規定する審判に関する費用に準用する。

3 第百二十二条第一項、第一百二十三条第一項又は第一百二十六条第一項の規定は、前項に規定する審判に関する費用は、請求人又は申立人の負担とする。

4 民事訴訟法第九十三条（共同審訟の費用）及び第一百六条（費用の予納）の規定は、前項の規定によれば請求人又は申立人が負担する費用に準用する。

5 審判に関する費用の額は、請求により、審決又は決定が確定した後に特許局長官が決定をする。

6 民事訴訟費用法（明治二十三年法律第六十四号）第二条から第四条まで、第六条から第九条まで、第十一条から第十五条まで（費用の額）及び第十七条（費用の支払）の規定は、審判に関する費用に準用する。  
（費用の額の決定の執行力）

第七章 再審  
(再審の請求)

2 第百七十二条 審判に関する費用の額についての確定した決定は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

及び第二項並びに第四百二十二条第一項

(再審の理由)の規定は、前項の再審の請求に準用する。

第一百七十二条 審判の請求人及び被請求人が共謀して第三者の権利又は利益を害する目的をもつて審決を作成させたときは、その第三者は、その確定審決に対し再審を請求することができる。

2 前項の再審は、その請求人及び被請求人を共同被請求人として請求しなければならない。

(再審の請求期間)

第一百七十三条 再審は、請求人が審決が確定した後再審の理由を知つた日から三十日以内に請求しなければならない。

2 再審を請求する者がその責に属することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をなすことができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

3 請求人が法律の規定に従つて代理されなかつたことを理由として再審を請求するときは、第一項に規定する期間は、請求人又はその法定代理人人が送達により審決があつたことを知つた日の翌日から起算する。

4 審決が確定した日から三年を経過した後は、再審を請求することはできない。

5 再審の理由が審決が確定した後に生じたときは、前項に規定する期間は、その理由が発生した日の翌日から起算する。

6 第一項及び第四項の規定は、当該審決が前にされた確定審決と抵触することを理由とする再審の請求には、適用しない。

(審判の規定等の準用)

第百七十四条 第百三十二条、第百三十三条第三項及び第四項、第百三十五条から第百四十七条まで、第百五十五条から第百五十二条まで、第百五十五条第一項、第百五十六条から第百六十条まで、第百六十八条、第百六十九条第三項から第六項まで並びに第百七十二条までの規定は、第百二十二条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

2 第百三十二条、第百三十三条第三項及び第四項、第百三十五条第三項、第百三十五条第一項、第百五十六条、第百五十七条、第百六十二条、第百六十八条、第百六十九条第三項から第六項まで並びに第百七十二条の規定は、第百二十二条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

3 第百三十二条、第百三十三条第一項、第二項及び第四項、第百三十五条から第百五十二条まで、第百五十四条から第百五十七条まで、第百五十五条から第百五十七条まで、第百六十七条、第百六十九条第一項、第二項、第五项及び第六項並びに第百七十条の規定は、第百二十三条第一項又は第百二十九条第一項の審

判の確定審決に対する再審に準用する。

- 第三項及び第四項、第二百三十二条第一項、第二百三十四条第三項、第二百三十五条から第二百四十七条まで、第二百五十九条第三項から第六項まで並びに第二百五十七条、第二百六十四条、第二百六十五条、第二百六十八条、第二百六十九条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

民事訴訟法第四百二十七条第一項(審理の範囲)の規定は、再審に準用する。

(再審により回復した特許権の効力の制限)

第二百七十五条 無効にした特許に係る特許権が再審により回復した場合は、再審の請求の登録前に善意に輸入し又は販売されたときは、特許権の設定の登録があつた場合において、その特許が物の発明についてされているときは、特許権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に輸入し又は日本国内において生産せしときは、特許権の効力は、次に掲げる行為は、及ばない。

一 当該審決が確定した後再審の請求の事案前二項の旨

- 二 特許が物の発明についてされている場合において、その物の生産にのみ使用する物を当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に生産し譲渡し貸渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入した行為

三 特許が方法の発明についてされている場合において、その発明の実施にのみ使用する物を当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に生産し譲渡し貸渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入した行為

四百七十六条 無効にした特許に係る特許権が再審により回復したときは、又は拒絶すべき旨の審決が附された特許権の設定の登録があつたときは、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において当該発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許権について通常実施権を有する。

ふべきは、二の限りでない。

### （出訴の通知）

- 書に規定するときは、遲滞長官に通知（審決又は決定を取り消す場合において、と認めるとき）を定めることとする。

審判官は、決又は決定したときは、又は決定を（裁判の止まり）されたときには、審決の額を（対価の額を）満たし、特て訴訟手続の正本をい。

（第一項の規定）

第二項の規定で定めるところがあるとき、額の増減を（前項の訴訟のため、後は、提起された日があつた日）は、遠隔交易者のため、間にについてのことができる。

**(被告通査)**  
第一百八十四条 前条第一項の訴にお

初學通稿

- 二 第九十二条第二項の裁定については、通常実施権者又は特許権者若しくは専用実施権者  
　　（第十九章 雜則）  
　　（特許請求の範囲が二以上の発明に係るものについての特則）  
　　第一百八十五条 特許請求の範囲が二以上の発明に係る特許又は特許権についての第二十七条第一項第一号、第五十二条第五項、第七十五条第一項、第八十条第一項第一号、第三号若しくは第五号、第九十七条第一項、第九十八条第一項第一号、第一百十一条第一項第二号若しくは第三号、第一百二十三条第二項（第一百二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第一百二十一条第一項（第一百七十四条第一項において準用する場合を含む。）、第一百七十五条、第一百二十六条第四項、第一百三十二条第一項（第一百七十四条第一項第二号、第四号若しくは第五号の規定の適用については、発明ごとに特許がされ、又は特許権があるものとみなす。）  
　　（証明等の請求）  
　　第一百八十六条 何人も、特許庁長官に対し、特許に関する、証明、書類の贈本若しくは抄本の交付又は書

類の閲覧若しくは臍写を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるとときは、この限りでない。

一 願書又は願書に添附した明細書若しくは図面であつて、出願

公告がされていないもの

二 第百二十二条第一項又は第二百二十二条第一項の審判に係る書類であつて、当該事件に係る特許出願について出願公告がされ

てないもの

三 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの

(特許表示)

権者又は通常実施権者は、通常実

業省令で定めるところにより、物

の特許発明におけるその物若しく

は物を生産する方法の特許発明に

おけるその方法により生産した物

(以下「特許表示」という)。又

はその物の包装にその物又は方法

の発明が特許に係る旨の表示(以

下「特許表示」という)を附するよ

うに努めなければならぬ。

(虚偽表示の禁止)

第一百八十八条 何人も、次に掲げる

行為をしてはならない。

一 特許に係る物以外の物又はこれ

の物の包装に特許表示又はこれ

と紛らわしい表示を附する行為

二 特許に係る物以外の物であつ

て、その物又はその物の包装に

特許表示又はこれと紛らわしい

表示を附したものと譲渡し、貸

し渡し、又は譲渡若しくは貸渡

するために展示する行為

三 特許に係る物以外の物を生產させ若しくは使用させるため、又は譲渡し若しくは貸し渡すため、広告にその物の発明が特許に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

四 方法の特許発明におけるその方法以外の方法を使用させるた

め、又は譲渡し若しくは貸し渡

すため、広告にその方法の発明が特許に係る旨を表示し、又は

これと紛らわしい表示をする行

為

(送達)

第一百八十九条 送達する書類は、こ

の法律に規定するもののはか、通

商産業省令で定める。

第一百九十条 民事訴訟法第一百六十一

条第一項、第一百六十二条、第一百六

十三条(送達の機関)、第一百六十四

条第一項、第一百六十五条、第一百六

十六条、第一百六十八条、第一百六

十九条、第一百七十二条から第一百七

三条まで(送達の方法)及び第一百七

十七条(送達証書)の規定は、この

法律又は前条の通商産業省令で定

める書類の送達に準用する。この

場合において、同法第一百六十二条

第一項及び第一百六十三条中「裁判所書記」とあるのは「特許庁長官」

指定スル職員」と、同法第一百六十二

条第一項中「執行吏又ハ郵便」と

あるのは「郵便」と、同法第一百七十

二条中「場合ニ於テハ裁判所書記

とあるのは「場合及審査ニ関スル

書類ヲ送達スベキ場合ニ於テハ特

許庁長官ノ指定スル職員」と読み

替えるものとする。

第一百九十二条 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れないときは、公示送達をすることができる。

二 公示送達は、送達する書類を送達を受けるべき者に何時でも交付すべき旨を官報及び特許公報に掲載することができる。

三 公示送達は、官報に掲載した日から二十日を経過することによ

り、その効力を生ずる。

四 営利若しくは再審の請求若しくはその取下又は審判若しくは

再審の確定審決

五 特許権の消滅(存続期間の満了によるもの及び第一百十二条第

三項の規定によるものを除く。)

六 審判若しくは再審の請求若しくはその取下又は審判若しくは

再審の確定審決

七 裁定の請求若しくはその取下又は裁定

八 第百七十八条第一項の訴につ

いての確定判決

九 第百七十九条第一項の訴につ

いての確定判決

十 第百九十二条 在外者に特許管理人

があるときは、その特許管理人に送達しなければならない。

十一 第百九十三条 在外者に特許管理人

に付して発送したときは、発送の時

に付して発送することができる。(手数料)

第百九十五条 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

二 前項の規定は、別表の中欄に掲

げる者が国であるときは、適用しない。

三 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。

四 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。

五 第百九十六条 特許権又は専用実

権を侵害した者は、五年以下の懲

役又は五十万円以下の罰金に処す

る。

六 第一百九十七条 証欺の行為により特

許又は審決を受けた者は、三年以

下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

七 虚偽表示の罪

八 第百九十八条 第百八十八条规定に違反した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

九 第五百十二条第一項の権利を侵害した者は、当該特許権の設定の登録があつたときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

十 第五百二十二条第一項の権利を侵害

した者は、当該特許権の設定の登

録があつたときは、五年以下の懲

役又は五十万円以下の罰金に処す

る。

十一 第五百二十二条第一項の権利を侵害

した者は、当該特許権の設定の登

録があつたときは、五年以下の懲

役又は五十万円以下の罰金に処す

る。

十二 第五百二十二条第一項の権利を侵害

した者は、当該特許権の設定の登

録があつたときは、五年以下の懲

役又は五十万円以下の罰金に処す

る。

十三 第五百二十二条第一項の権利を侵害

した者は、当該特許権の設定の登

録があつたときは、五年以下の懲

役又は五十万円以下の罰金に処す

る。

十四 第五百二十二条第一項の権利を侵害

した者は、当該特許権の設定の登

録があつたときは、五年以下の懲

役又は五十万円以下の罰金に処す

る。

十五 第五百二十二条第一項の権利を侵害

した者は、当該特許権の設定の登

録があつたときは、五年以下の懲

役又は五十万円以下の罰金に処す

る。

業務に關し、第二百九十六条第一項若しくは第二項、第一百九十七条又は第二百九十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第二百二条 第百五十二条 (第五十九条又は第七十四条第一項から第四項までにおいて準用する場合を含む。)において準用する民事訴訟法第二百六十七条第二項又は第三百三十六条の規定により宣誓した者が特許局又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、五千円以下の過料に処する。

別表

	納付しなければならない者	金額
一	第四条、第五条第一項若しくは第八条第三項の規定による期間の延長又は第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者	一件につき三百円
二	特許証の再交付を請求する者	一件につき八百円
三	第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者	一件につき八百円
四	特許出願をする者	一件につき一千円に一發明につき一千円を加えた額
五	異議の申立をする者	一件につき八百円
六	第七十一条第一項の規定により解釈を請求する者	一件につき三千円
七	裁定を請求する者	一件につき四千円
八	裁定の取消を請求する者	一件につき二千円
九	審判又は再審を請求する者	一件につき二千円に一發明につき二千円を加えた額

第二百三条 この法律の規定により特許局又はその嘱託を受けた裁判所から呼出を受けた者が、正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、五千円以下の過料に処する。

第二百四条 証拠調又は証拠保全に關し、この法律の規定により特許局又はその嘱託を受けた裁判所から書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が正當な理由がないのにその命令に従わなかつたときは、五千円以下の過料に処する。

#### 附 則

この法律の施行期日は、別に法律で定める。

この表において「一發明」とは、特許請求の範囲に記載された一發明をいう。

十一	審判又は再審への参加を申請する者	一件につき四千円
十二	第百八十六条の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	一件につき二百円
十三	第百八十六条の規定により書類の閲覧又は贈写を請求する者	一百円(外國文の書類は百語又は百語未満につき八十円、書類一枚につき三百円、写真によるときは一枚につき五百円、特許局又は抄本とするときはその印刷物の価格に六十円を加え)
十四	特考	この表において「一發明」とは、特許請求の範囲に記載された一發明をいう。

#### 特許法施行法案

##### (特許法の施行期日)

第一条 特許法(昭和三十四年法律第一号。以下「新法」という。)は、昭和三十五年四月一日から施行する。

##### (特許法の廃止)

第二条 特許法(大正十年法律第十九十六号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

##### (特許権)

第三条 旧法による特許権(制限付移転の特許権であつて、新法の施行の日ににおいて新法第五十二条第一項の権利となつたものとみなす。ただし、同条第二項及び第四項の規定は、適用しない。)

第四条 旧法第七十三条第三項に規定する権利であつて、新法の施行の際に存するものは、新法の施行の日ににおいて新法第五十二条第一項の規定は、適用しない。

第五条 旧法による制限付移転の特許権であつて、新法の施行の際に存するものは、新法の施行の日ににおいて新法第五十二条第一項の規定は、適用しない。

第六条 旧法による制限付移転の特許権であつて、新法の施行の際に存するものは、新法の施行の日ににおいて新法第五十二条第一項の規定は、適用しない。

第七条 旧法第十四条第二項の規定による実施権であつて、新法の施行の際に存するものは、新法の施行の日ににおいて、第二十条第五項の規定によりその例によるものとされた旧法第四十一条第一項の規定による実施権はその特許の日において、新法第八十三条第二項

第七条 旧法第三十七条の規定による実施権であつて、新法の施行の際に存するものは、新法の施行の日ににおいて新法第七十九条の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第八条 旧法第三十八条第一項の規定による実施権であつて、新法の施行の際に存するものは、新法の施行の日ににおいて、第二十条第五項の規定によりその例によるものとされた旧法第三十八条第一項の規定による実施権は当該審決が確定した日において、新法第八十条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第九条 旧法第三十八条第二項の規定による実施権であつて、新法の施行の際に存するものは、新法の施行の日ににおいて新法第八十条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十条 旧法第三十九条の規定による実施権であつて、新法の施行の際に存するものは、新法の施行の日ににおいて新法第八十条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十二条 旧法第四十一条第二項の規定による実施権であつて、新法の施行の日ににおいて、第二十条第五項の規定によりその例によるものとされた旧法第四十一条第一項の規定による実施権はその特許の日において、新法第八十三条第二項

の規定による通常実施権となつたものとみなす。

第十三条 旧法第四十二条の規定による実施権であつて、新法の施行の際に存するものは、新法の施行の日ににおいて新法第三十五条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。



3 新法の施行前にした特許又は旧法第五十三条第一項若しくは第二項の規定によりした許可については、旧法第八十五条の規定は、旧法の施行後も、なほその効力を有する。

2 新法の施行前にした特許又は新法第五十三条第一項若しくは第二項の規定によりした許可については、新法第八十五条の規定は、旧法の施行後も、なほその効力を有する。

3 新法の施行前にした特許又は新法第五十三条第一項若しくは第二項の規定によりした許可については、新法第八十五条の規定は、旧法の施行後も、なほその効力を有する。

2 新法の施行前にした特許又は新法第五十三条第一項若しくは第二項の規定によりした特許については、新法第八十五条の規定は、旧法の施行前に納付した特許料(前項の規定により従前の例により納付したものと含む。)についても、適用する。

3 新法により存続期間が延長された特許権(第二十条第五項の規定により従前の例により存続期間が延長されたものを含む。)については、旧法第六十五条第二項、第四項及び第七項、第六十六条第一項並びに第六十七条から第六十九条までの規定は、第一項に規定する場合を除き、新法の施行後も、なほその効力を有する。

#### 4 旧法第十二条(第二十二条の規定によりなおその効力を有する場合を含む。)の規定により正当権利者に特許をしたときは、旧法第六

(特許補償等審査会)

第二十七条 第二十条第五項の規定により従前の例により特許権の存続期間を延長するときは、旧特許法施行令(大正十年勅令第四百六十号)第三条の規定により特許補償等審査会の権限とされたる事項は、特許発明実施審議会の権限とする。

第二十八条 新法の施行前に発生した補償金を受ける権利については、なお従前の例による。

第二十九条 新法によりした処分、手続その他の行為(第二十条第一項から第三項まで又は第五項の規定により従前の例によりしたもののうち)は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法によりしたものとみなす。

第三十条 新法の施行前にした行為及び第二十条第一項から第三項まで又は第五項の規定により従前の例により従前新法の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとされた手続に係る罰則の適用については、なお従前の例による。

附 则  
この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

実用新案法  
第一条 総則(第一条・第二条)  
目次

第一章 総則(第一条・第二条)

案許可出願(第三条—第九条)

案許可の要件

第三条 産業上利用することができる考案であつて物品の形状、構造又は組合せに係るものとした者

は、次に掲げる考案を除き、その

考案について実用新案許可を受け

ることができる。

一 実用新案許可出願前に日本国

内において公然実施された考案

二 実用新案許可出願前に日本国

内において公然実施された考案

三 実用新案許可出願前に日本国

内又は外国において領布された

刊行物に記載された考案

四 実用新案許可請求の範囲

一 考案の名称

二 國面の簡単な説明

三 考案の詳細な説明

四 実用新案許可請求の範囲

一 前項第三号の考案の詳細な説明には、その考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易にその実施をすることができる程度に、その考案の目的、構成及び効果を記載しなければならない。

二 第二項第四号の実用新案許可請求の範囲には、考案の詳細な説明に記載した考案の構成に欠くことができない事項のみを記載しなければならない。

三 第二項第一出願は、考案一出願

四 第二項第四号の実用新案許可請求の範囲には、考案の詳細な説明に記載した考案の構成に欠くことができない事項のみを記載しなければならない。

五 第二項第一出願

六 第二項第一出願は、考案一出願

七 第二項第一出願は、考案一出願

八 第二項第一出願は、考案一出願

九 第二項第一出願は、考案一出願

十 第二項第一出願は、考案一出願

十一 第二項第一出願は、考案一出願

十二 第二項第一出願は、考案一出願

十三 第二項第一出願は、考案一出願

十四 第二項第一出願は、考案一出願

十五 第二項第一出願は、考案一出願

十六 第二項第一出願は、考案一出願

十七 第二項第一出願は、考案一出願

十八 第二項第一出願は、考案一出願

十九 第二項第一出願は、考案一出願

二十 第二項第一出願は、考案一出願

用新案許可出願

(実用新案許可の要件)

第三条 産業上利用することができる考案であつて物品の形状、構造又は組合せに係るものとした者

は、次に掲げる考案を除き、その

考案について実用新案許可を受け

ことができる。

一 実用新案許可出願前に日本国

内において公然実施された考案

二 実用新案許可出願前に日本国

内又は外国において領布された

刊行物に記載された考案

三 実用新案許可出願前に日本国

内又は外国において領布された

刊行物に記載された考案

四 実用新案許可請求の範囲

一 考案の名称

二 國面の簡単な説明

三 考案の詳細な説明

四 実用新案許可請求の範囲

一 前項第三号の考案の詳細な説明には、その考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易にその実施をすることができる程度に、その考案の目的、構成及び効果を記載しなければならない。

二 第二項第四号の実用新案許可請求の範囲には、考案の詳細な説明に記載した考案の構成に欠くことができない事項のみを記載しなければならない。

三 第二項第一出願は、考案一出願

四 第二項第一出願は、考案一出願

五 第二項第一出願は、考案一出願

六 第二項第一出願は、考案一出願

七 第二項第一出願は、考案一出願

八 第二項第一出願は、考案一出願

九 第二項第一出願は、考案一出願

十 第二項第一出願は、考案一出願

十一 第二項第一出願は、考案一出願

十二 第二項第一出願は、考案一出願

十三 第二項第一出願は、考案一出願

十四 第二項第一出願は、考案一出願

十五 第二項第一出願は、考案一出願

十六 第二項第一出願は、考案一出願

十七 第二項第一出願は、考案一出願

十八 第二項第一出願は、考案一出願

三 考案の名称

四 考案者の氏名及び住所又は居所

五 請書には、次に掲げる事項を記載した明細書及び図面を添附しなければならない。

一 考案の名称

二 國面の簡単な説明

三 考案の詳細な説明

四 実用新案許可請求の範囲

一 前項第三号の考案の詳細な説明には、その考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易にその実施をすることができる程度に、その考案の目的、構成及び効果を記載しなければならない。

二 第二項第四号の実用新案許可請求の範囲には、考案の詳細な説明に記載した考案の構成に欠くことができない事項のみを記載しなければならない。

三 第二項第一出願は、考案一出願

四 第二項第一出願は、考案一出願

五 第二項第一出願は、考案一出願

六 第二項第一出願は、考案一出願

七 第二項第一出願は、考案一出願

八 第二項第一出願は、考案一出願

九 第二項第一出願は、考案一出願

十 第二項第一出願は、考案一出願

十一 第二項第一出願は、考案一出願

十二 第二項第一出願は、考案一出願

十三 第二項第一出願は、考案一出願

十四 第二項第一出願は、考案一出願

十五 第二項第一出願は、考案一出願

十六 第二項第一出願は、考案一出願

十七 第二項第一出願は、考案一出願

十八 第二項第一出願は、考案一出願

十九 第二項第一出願は、考案一出願

二十 第二項第一出願は、考案一出願

二十一 第二項第一出願は、考案一出願

二十二 第二項第一出願は、考案一出願

二十三 第二項第一出願は、考案一出願

二十四 第二項第一出願は、考案一出願

二十五 第二項第一出願は、考案一出願

二十六 第二項第一出願は、考案一出願

二十七 第二項第一出願は、考案一出願

二十八 第二項第一出願は、考案一出願

二十九 第二項第一出願は、考案一出願





承継の場合に限り、移転することができる。

2 通常実施権者は、第二十二条第二項第ニ項、特許法第九十二条第二項の裁定は意匠法第三十三条第二項の裁定による通常実施権を除き、実用新案権者（専用実施権についての通常実施権にあつては、実用新案権者及び専用実施権者の承諾を得た場合に限り、その通常実施権について質権を設定することができること）。

3 第二十二条第二項、特許法第九十三条第二項又は意匠法第三十三条第二項の裁定による通常実施権者は、その通常実施権に従つて質権を設定することができること。

4 特許法第九十九条第三項（登録の効果）の規定は、通常実施権を目的とする質権に準用する。

#### （特許法の準用）

第二十六条 特許法第六十九条から第七十一条まで（特許権の効力が及ばない範囲及び特許発明の技術的範囲）、第七十三条（共有）、第七十六条（相続人がない場合の特許権の消滅）、第七十九条（先使用による通常実施権）、第八十一条、

第八十二条（意匠権の存続期間満了後の通常実施権）、第九十七条第一項（放棄）並びに第九十八条第一項第一号及び第二項（登録の効果）の規定は、実用新案権に準用する。

第二節 権利侵害  
（差止請求権）

第二十七条 実用新案権者は専用実施権者又は専用実施権を侵害して移転し、その実用新案権、特許権又は意匠権が消滅したときは、（質権）

第二十五条 実用新案権、専用実施権又は通常実施権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定をした場合を除き、当該許可実用新案の実施をすることができない。

2 特許法第九十六条（物上代位）の規定は、実用新案権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権を準用する。

3 特許法第九十九条第三項（登録の効果）の規定は、通常実施権を目的とする質権に準用する。

#### （損害の額の推定等）

第二十九条 実用新案権者又は専用実施権者が故意又は過失により自らの行為により、その者が受けた損害の賠償を請求する場合は、前項の規定によれば、専用実施権を侵害する者又は侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

2 実用新案権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をする際し、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

（侵害とみなす行為）

第二十八条 許可実用新案に係る物品の製造にのみ使用する物を業として製造し譲渡し貸し渡し譲渡若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為は、当該実用新案権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

（許可料）

第三十条 実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権者は、許可料として、第十五条第一項に規定する十年の各年に

2 前項の規定は、同項に規定する前項の規定による第四年以後の各年分の許可料は、前年以前に納付しなければならない。

3 前項の規定は、同項に規定する第四年以後の各年分の許可料は、前年以前に納付しなければならない。

4 前項の規定は、同項に規定する第四年以後の各年分の許可料は、前年以前に納付しなければならない。

（特許法の準用）

第三十一条 実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権者は、許可料として、第十五条第一項に規定する十年の各年に

2 前項の規定は、同項に規定する第四年以後の各年分の許可料は、前年以前に納付しなければならない。

3 前項の規定は、同項に規定する第四年以後の各年分の許可料は、前年以前に納付しなければならない。

4 前項の規定は、同項に規定する第四年以後の各年分の許可料は、前年以前に納付しなければならない。

（特許法の準用）

第三十二条 実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権者は、許可料として、第十五条第一項に規定する十年の各年に

2 前項の規定は、同項に規定する第四年以後の各年分の許可料は、前年以前に納付しなければならない。

3 前項の規定は、同項に規定する第四年以後の各年分の許可料は、前年以前に納付しなければならない。

4 前項の規定は、同項に規定する第四年以後の各年分の許可料は、前年以前に納付しなければならない。

（特許法の準用）

第三十三条 実用新案権者は、前項に規定する期間を延長することができる。

己の実用新案権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、実用新案権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。

2 実用新案権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の実用新案権又は専用実施権を侵害した者に対し、その許可料を侵害した者に対する賠償の額の金額に相当する額の金額を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

3 前項の規定は、同項に規定する金額をこえる損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、実用新案権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかったときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを斟酌することができる。

（許可料の納付期限）

第三十四条 前項第一項第一号の規定による第一年から第三年までの各年分の許可料は、実用新案権の送達がある日から三十日以内に一時に納付しなければならない。

2 前項の規定は、審決の賠償をすべき旨の査定又は審決の賠償の額に相当する額の金額を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

3 前項の規定は、同項に規定する金額をこえる損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、実用新案権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかったときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを斟酌することができる。

（許可料の追納）

第三十五条 実用新案権者は、前項に規定する期間又は次条において準用する特許法第一百九十二条の規定による納付の猶予後の期間内に許可料を納付することができないときは、その期間が経過した後であっても、その期間の經過後六月以内にその許可料を追納することができる。

2 前項の規定により許可料を追納する実用新案権者は、第三十一条第一項の規定により納付すべき許可料のほか、その許可料と同額の割増許可料を納付しなければならない。

3 実用新案権者が第一項の規定により許可料を追納することができる期間内に第三十一条第一項第二号又は第三号の規定による第四年以後の各年分の許可料は、前年以前に納付しなければならない。ただし、出願公告の日から実用新案権をすべき旨の査定又は審決の賠償の額に相当する額の金額を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

2 前項第一項第二号又は第三号の規定による第四年以後の各年分の許可料は、前年以前に納付しなければならない。

3 実用新案権者が第一項の規定により許可料を追納することができる期間内に第三十一条第一項第二号又は第三号の規定による第四年以後の各年分の許可料は、前年以前に納付しなければならない。

4 実用新案権者が第一項の規定により許可料を追納することができる期間内に次条において準用する特許法第一百九十二条の規定により納付が猶予された許可料及び第二項の割増許可料を納付しないときは、その実用新案権は、初めから存在しなかつたものとみなす。

（特許法の準用）

第三十六条 特許法第一百九十二条から百十一条まで（特許料の減免又は

猶予、利害関係人による特許料の納付及び既納の特許料の返還)の規定は、許可料に準用する。

#### 第五章 審判

##### (拒絶査定に対する審判)

第三十五条 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の臘本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。

2 前項の査定を請求する者がその責に帰することができない理由により同項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

##### (補正の査定に対する審判)

第三十六条 第十三条において準用する特許法第五十三条第一項の規定による却下の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、その決定の臘本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。ただし、第十一条において準用する特許法第五十三条第四項に規定する新たな実用新案許可出願をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、前項の審判の請求に準用する。

##### (実用新案許可の無効の審判)

第三十七条 実用新案許可が次の各号の一に該当するときは、その实用新案許可を無効にすることについて審判を請求することができる。

一 その実用新案許可が条約に違反してされたとき。  
二 その実用新案許可が第五条第三項において準用する特許法第二十一条の規定に違反してされたとき。  
三 その実用新案許可が第五条第三項又は第四項に規定する要件をみたしていない実用新案許可出願に付してされたとき。  
四 その実用新案許可が考案者でない者であつてその考案について実用新案許可を受ける権利を承継しないものの実用新案許可出願に対してされたとき。

五 実用新案許可がされた後ににおいて、その実用新案権者が第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により実用新案権を享有することができず、その実用新案権者が第五十五条第三項において準用する特許法第二十九条の規定により実用新案権を享有することができない者になつたとき、又はその実用新案許可が条約に違反することとなつたとき。

##### (再審の請求)

三 明瞭でない記載の釈明  
2 前項の明細書又は図面の訂正是、実質上実用新案許可請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。

##### (再審の請求)

三 明瞭でない記載の釈明  
2 前項の明細書又は図面の訂正是、実質上実用新案許可請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。

##### (再審の請求)

四 第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができます。

##### (再審の請求)

2 前項の規定は、前項の審判の請求に準用する。

##### (実用新案許可の無効の審判)

第三十八条 実用新案許可が実用新案許可出願前に外国において領布された刊行物に記載された考案又

はその考案に基いてその考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者がきわめて容易に考案をすことができた場合における考案についてされたときは、その実用新案許可についての前条第一項の審判は、実用新案権の設定の登録の日から三年を経過した後は、請求することができない。

##### (特許法の準用)

第四十一条 特許法第二百二十五条、第二百二十七条、第二百二十八条、第二百二十九条から第二百五十四条まで、第二百五十五条第一項及び第二項並びに第二百五十六条第一項から第二百七十二条まで(審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手続、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、審判に準用する。

##### (再審の請求)

第六章 再審、訴願及び訴訟  
2 第六章 再審、訴願及び訴訟

2 無効にした実用新案許可に係る実用新案権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた実用新案許可出願について再審により実用新案権の設定の登録があつたときは、実用新案権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に輸入し又は日本国内において製造し若しくは取得した当該許可実用新案に係る物品には、及ばない。

##### (特許法の準用)

第四十二条 確定審決に対しては、その当事者は、再審を請求することができます。

##### (再審の請求)

2 第一項第一号の場合は、訂正後は、実質上実用新案許可請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。

##### (再審の請求)

2 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第四百二十一条第一項及び第二項並びに第四百二十二条第一項(再審の理由)の規定は、前項の再審の請求に準用する。

##### (再審の請求)

2 第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができます。

##### (再審の請求)

2 回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた実用新案許可出願について再審により実用新案権の設定の登録があつたときは、実用新案権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に輸入し又は日本国内において製造し若しくは取得した当該許可実用新案に係る物品には、及ばない。

##### (特許法の準用)

第四十三条 審判の請求人及び被請求人が共謀して第三者の権利又は利益を害する目的をもつて審決をさせたときは、その第三者は、その確定審決に対し再審を請求することができる。

##### (再審の請求)

2 前項の再審は、その請求人及び被請求人を共同被請求人として請求しなければならない。

##### (再審の無効の審判)

2 第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができます。

##### (再審の請求)

2 第一項の再審は、その請求人及び被請求人を共同被請求人として請求しなければならない。

##### (再審の請求)

2 第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができます。

##### (再審の請求)



した者が特許局又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、五千円以下の過料に処する。

**第六十三条** この法律の規定により特許庁又はその職託を受けた裁判所から呼出を受けた者が、正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、五千円以下の過料に処する。

第六十四条 証拠調又は証拠保全に  
関し、この法律の規定により特許  
庁又はその嘱託を受けた裁判所か  
ら書類その他の物件の提出又は提  
示を命じられた者が正当な理由が  
ないのにその命令に従わなかつた  
ときは、五千円以下の過料に処す。

この法律の施行期日は、別に法律で定める。

一	実用新案許可出願をする者	一件につき千五百円
二	第九条第一項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者	一件につき四百円
三	異議の申立をする者	一件につき四百円
四	第二十六条において準用する特許法第六十七条第一項の規定により解釈を求める者	一件につき三千円
五	裁定を請求する者	一件につき四百円
六	裁定の取消を請求する者	一件につき二千円
七	第三十二条第三項若しくは第五十五条第一項において準用する特許法第四条若しくは第五条第一項の規定による期間ににおいて準用する特許法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者	一件につき三百円
八	審判又は再審を請求する者	一件につき四千円
九	審判又は再審への参加を申請する者	一件につき四千円
十	実用新案許可証の再交付を請求する者	一件につき四百円

**第一条 実用新案法の廃止**  
法律第号。以下「新法」といふ。(は、昭和三十五年四月一日から施行する。  
**(実用新案法の廃止)**  
**第二条 実用新案法(大正十年法律第九十七条号。以下「旧法」という。)は、廃止する。**  
**(実用新案権)**  
**第三条 旧法による実用新案権(制限付移転の実用新案権を除く。)であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法による実用新案権となつたものとみなす。ただし、その効力は、旧法第二十六条において準用する特許法(大正十年法律第九十六号。以下「旧特許法」という。)第一百一十五条第二号の規定により効力が及ばないこととされた物には、及ばない。**

施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第十二条第一項の権利となつたものとみなす。ただし、同条第二項及び第四項の規定は、適用しない。  
（制限付移転の実用新案権）

**第五条** 旧法による制限付移転の実用新案権であつて、新法の施行の際現に登録してあるものは、新法の施行の日において専用実施権となつたものとみなす。

（実施権）

よる実施権（意匠権に係るものに限る。）であつて、新法の施行の際に存するものは、新法の施行の日において新法第二十六条において準用する新特許法第八十二条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

**第十条** 旧法第九条の規定による実施権（次条に規定するものを除く。）であつて、新法の施行の際に存するものは、新法の施行の日において新法第二十条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

**二 新法第二十条第二項の規定は、前項の場合には、適用しない。**

**第十一條** 旧法第九条の規定による実施権（意匠権に係るものに限る。）であつて、新法の施行の際に存するものは、新法の施行の日において新法第二十六条において準用する新特許法第八十二

第十五十五条第四項において準用する特許法第八百八十六条の規定により証明を請求する者	第五十五条第四項において準用する特許法第八百八十六条の規定により証明を請求する者	第五十五条第四項において準用する特許法第八百八十六条の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	第五十五条第四項において準用する特許法第八百八十六条の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者
原簿にあつては、四十円）	原簿につき八十円（実用新案	原簿につき三千円、写真によるときは一枚につき五百円、特許庁の発行に係る印刷物を原本又は抄本とするときはその印刷物の価格に六十円を加え	一件につき二百円

**第七条** 旧法第八条第一項の規定による実施権であつて新法の施行の際現に存するものは新法の施行の日ににおいて、第二十一条第二項の規定によりその例によるものとされた旧法第八条第一項の規定による実施権は当該審決が確定した日において、新法第二十条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

**第八条** 旧法第八条第二項の規定による実施権(次条に規定するものを除く)であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第二十条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

**第九条** 旧法第八条第一項の規定による実施権(意匠権に係るものに限る)であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第二十六条において準用する新特許法第八十二条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

**第十条** 旧法第九条の規定による実施権(次条に規定するものを除く)であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日において新法第二十条第一項の規定による通常実施権となつたものとみなす。

**2 新法第二十条第二項の規定は、前項の場合には、適用しない。**

**第十一條** 旧法第九条の規定による実施権(意匠権に係るものに限る)であつて、新法の施行の際に存するものは、新法の施行の日の日において新法第二十六条において準用する新特許法第八十







3 前二項の規定による出願の変更

があつたときは、その意匠許可出願は、その特許出願又は実用新案許可出願の時にしたものとみなす。

4 第一項又は第二項の規定による出願の変更があつたときは、その特許出願又は実用新案許可出願は、取り下げたものとみなす。

5 第一項ただし書に規定する期間は、特許法第四条第一項の規定により同法第二百二十二条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

6 第二項ただし書に規定する期間は、実用新案法（昭和三十四年法律第1号）第五十五条第一項において準用する特許法第四条第一項の規定により実用新案法第三十五条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

（秘密意匠）  
第十四条 意匠許可出願人は、意匠権の設定の登録の日から三年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることを請求することができる。

2 前項の規定による請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を意匠許可出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない。  
一 意匠許可出願人の氏名又は名称及び住所又は居所又は居所

二 総密にすることを請求する期間

3 意匠許可出願人又は意匠権者は、第一項の規定により秘密にすることを請求した期間を延長し又は短縮することを請求することができる。

4 特許庁長官は、次の各号の一に該当するときは、第一項の規定により秘密にすることを請求した期間を延長し又は短縮することを請求することができる。

5 意匠権者以外の者に示さなければならぬ。

6 意匠権者又はその意匠と同一若しくは類似の意匠に関する審査、審判、再審又は訴訟の当事者又は参加人から請求があつたとき。

7 裁判所から請求があつたとき。  
（特許法の準用）  
第十五条 特許法第三十七条（共同出願）、第四十条（明細書等の補正と要旨変更）、第四十三条（優先権の主張の手続及び第四十四条（特許出願の分割）の規定は、意匠許可出願に準用する。

2 特許法第三十三条並びに第三十一条第一項、第二項及び第四項から第七項まで（特許を受ける権利の規定は、意匠許可を受ける権利に準用する。

3 特許法第三十五条（職務発明）の規定は、従業者、法人の役員又は国家公務員若しくは地方公務員がした意匠の創作に準用する。

### 第三章 審査

#### （特許法の準用）

第十九条 特許法第四十八条（審査官の除斥）、第五十条（拒絶理由の通知）、第五十三条（補正の却下）、第六十三条（査定の方式）及び第六十五条（訴訟との関係）の規定は、

は、第一項の規定により秘密にすることを請求した期間を延長し又は短縮することを請求することができる。

4 意匠許可出願は、審査官に依る査定をしなければならない。

5 第一項ただし書に規定する期間は、その意匠許可出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

6 第一項ただし書に規定する期間は、その意匠許可出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

7 第一項ただし書に規定する期間は、その意匠許可出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

8 第一項ただし書に規定する期間は、その意匠許可出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

9 第一項ただし書に規定する期間は、その意匠許可出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

10 第一項ただし書に規定する期間は、その意匠許可出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

11 第一項ただし書に規定する期間は、その意匠許可出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

12 第一項ただし書に規定する期間は、その意匠許可出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

13 第一項ただし書に規定する期間は、その意匠許可出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

14 第一項ただし書に規定する期間は、その意匠許可出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

15 第一項ただし書に規定する期間は、その意匠許可出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

16 第一項ただし書に規定する期間は、その意匠許可出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

17 第一項ただし書に規定する期間は、その意匠許可出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

18 第一項ただし書に規定する期間は、その意匠許可出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

19 第一項ただし書に規定する期間は、その意匠許可出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

20 第一項ただし書に規定する期間は、その意匠許可出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

21 第一項ただし書に規定する期間は、その意匠許可出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

22 第一項ただし書に規定する期間は、その意匠許可出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

23 第一項ただし書に規定する期間は、その意匠許可出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

24 第一項ただし書に規定する期間は、その意匠許可出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

25 第一項ただし書に規定する期間は、その意匠許可出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

26 第一項ただし書に規定する期間は、その意匠許可出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

27 第一項ただし書に規定する期間は、その意匠許可出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

28 第一項ただし書に規定する期間は、その意匠許可出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

29 第一項ただし書に規定する期間は、その意匠許可出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

30 第一項ただし書に規定する期間は、その意匠許可出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

#### （類似意匠の意匠権）

第二十二条 類似意匠の意匠権は、その類似意匠が類似する最先に意匠許可（類似意匠の意匠許可を除く。）を受けた意匠（以下「本意匠」）

という。の意匠権と合体する。

（意匠権の効力）

意匠権者は、業として許可意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。ただし、その意匠権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその許可意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。ただし、その意匠権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその許可意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。

（意匠権の設定の登録）

意匠権は、設定の登録により発生する。

（意匠権の登録）

意匠権の登録は、意匠の範囲、登録の日、月日、許可番号及び年月

（許可意匠の範囲）

許可意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添付した図面に記載され又は見本により現実、ひな形若しくは見本により現わされた意匠に基いて定めなければならない。

（許可意匠及び願書）

許可意匠及び願書は、前項の規定によ似する意匠の範囲については、特許庁に対し、解釈を求めることができる。

（許可意匠及び願書）

許可意匠及び願書は、前項の規定によ似する意匠の範囲については、特

審判官を指定して、その解釈をさせなければならない。

（他人の許可意匠等との関係）

他人の許可意匠等との関係

（他人の許可意匠等との関係）

他人の許可意匠等との関係

（他人の許可意匠等との関係）

他人の許可意匠等との関係

（他人の許可意匠等との関係）

他人の許可意匠等との関係

（他人の許可意匠等との関係）

他人の許可意匠等との関係

（他人の許可意匠等との関係）

他人の許可意匠等との関係

### 第四章 意匠権

#### （審査官による審査）

第十六条 特許庁長官は、審査官に依る査定をせなければならぬ。

意匠許可出願を審査させなければならぬ。

（拒絶の査定）

審査官は、意匠許可出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

意匠許可出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

のうち許可意匠に係る部分がその

意匠許可出願の日前の出願に係る他人の特許権、実用新案権若しくは商標権若しくはその意匠許可出

廟の日前に生じた他人の著作権と  
抵触するときは、業としてその許  
可意匠の実施をすることができな  
い。

通常実施権

**第二十八條** 意匠権者は、その意匠権について他人に通常実施権を許諾することができる。

実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠許可出願に係る意匠権について通常実施権を有する。

2  
当該意匠権者又は専用実施権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受け取る権利を有する。

(意匠権等の存続期間満了後の通常実施権)

該意匠権又はその意匠権の存続期間の満了の際現に存する専用実施権について専用実施権を有する。

きに準用する。

ける権利を有する。

第三十二条 意匠権者は、車両実施権者は、その許可意匠又はこれに類似する意匠が第二十六条に規定す

る場合に該当するときは、特許庁長官の許可を受けて、同条の他人に對してその許可意匠又はこれに類

に於けるの許可意匠又はこれに類似する意匠の実施をするための通常実施権又は特許権若しくは実用

新案権についての通常実施権の許諾について協議を求めることがで  
きる。

2 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、

意匠権者又は専用実施権者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。

3 特許法第八十四条、第八十五条  
第一項及び第八十六条规定から第九十

（通算実施権の多云等）  
一条まで（裁定の手続等）の規定  
は、前項の裁定に準用する。

(通常実施権の種類等)

**第二十七條** 意匠権者は、その意匠権について専用実施権を設定することができる。

しくは第五十七条において準用する特許法第二百七十四条第一項において準用する同法第二百五十九条第一項において準用する同法第五十三条第四項の規定により、その意匠許可出願が手続補正書を提出した時にしたものとみなされたときは、もとの意匠許可出願の際又は手続補正書を提出した（現に日本国内においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その

は類似の意匠について正当権利者に意匠許可をした場合における原意匠権者として、第四十八条第一項の審判の請求の登録の際にその無効にした意匠許可に係る意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての第二十八条第三項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者

はこれと同日の意匠許可出願に係る意匠権のうち許可意匠に類する意匠に係る部分がその意匠許可出願に係る意匠権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その満了の際に現にその存続期間が満了した意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての第二十八条第三項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者は、原権利の範囲内において、当

2 前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、意匠権者又は専用実施権者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。

3 特許法第八十四条、第八十五条  
第一項及び第八十六条から第九十一条まで（裁定の手続等）の規定は、前項の裁定に準用する。  
(通常実施権の移転等)



の理由がなくなつた日から十四日以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

(補正の却下の決定に対する審判) 第四十七条 第十九条において準用する特許法第五十三条第一項の規定による却下の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、その決定の贈本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。ただし、第十九条において準用する特許法第五十三条第四項に規定する新たな意匠許可出願をしたときは、この限りでない。

## 2 前条第二項の規定は、前項の審判の請求に準用する。

(意匠許可の無効の審判)

第四十八条 意匠許可が次の各号の一に該当するときは、その意匠許可を無効にすることについての審判を請求することができる。

## 2 前条第二項の規定は、前項の審判の請求に準用する。

(意匠許可の無効の審判)

第四十九条 意匠許可が次に掲げる意匠についてされたときは、その意匠許可についてされたときの前条第一項の審判は、意匠権の設定の登録の日から五年を経過した後は、請求することができない。

一 意匠許可出願前に外国において公然知られた意匠

二 意匠許可出願前に外国において領布された刊行物に記載された意匠

三 意匠許可出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が前二号に掲げる意匠に基づいて容易に意匠の創作をすることができた場合における意匠

三 その意匠許可が意匠の創作をした者でない者であつてその意匠について意匠許可を受ける権利を承継しないものの意匠許可出願に対しされたとき。

四 意匠許可がされた後に出て、その意匠権者が第六十八条

の理由がなくなつた日から十四日以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

(補正の却下の決定に対する審判) 第四十七条 第十九条において準用する特許法第五十三条第一項の規定による却下の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、その決定の贈本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。ただし、第十九条において準用する特許法第五十三条第四項に規定する新たな意匠許可出願をしたときは、この限りでない。

## 2 前項の審判は、意匠権の消滅後においても、請求することができる。

3 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該意匠権についての専用実施権者その他その意匠許可に関する登録した権利を有する者に通知しなければならない。

4 前項の審判が確定したときは、その類似意匠の意匠許可は、無効に当するに至つた時から存在しなかつたものとみなす。

3 類似意匠の意匠許可を無効にするべき旨の審決が確定したとき、又は前項の規定により類似意匠の意匠許可が無効になつたときは、類似意匠の意匠権は、初めから存在しなかつたものとみなす。ただし、類似意匠の意匠許可が第四十八条第一項第四号に該当する場合において、その類似意匠の意匠許可を無効にするべき旨の審決が確定したとき、又は本意匠の意匠許可が同号に該当する場合において、その類似意匠の意匠許可を無効にするべき旨の審決が確定したことによりその類似意匠の意匠許可が前項の規定により無効になつたときは、類似意匠の意匠権は、その類似意匠の意匠許可又は本意匠の意匠許可が第四十八条第一項第四号に該当するに至つた時から存在しなかつたものとみなす。

5 第五十二条 特許法第二百三十二条第一項及び第二項、第二百五十六条から第二百五十八条まで、第二百五十九条第一項、第二百六十条第一項及び第二項、第二百六十二条から第二百六十三条まで並びに第二百六十七条から第二百七十条まで(審判の請求、審判官、審判の手続、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、審判に準用する。

6 第五十三条 確定審決に對しては、その当事者は、再審を請求することができる。

7 第五十四条 審判の請求人及び被請求人が共同して第三者の権利又は利益を害する目的をもつて審決をさせたときは、その第三者は、その確定審決に対し再審を請求することができる。

8 第五十五条 第二十九号)第四百二十条第一項及び第二項並びに第四百二十二条(再審の理由)の規定は、前項の再審の請求に準用する。

9 第五十五条 第二十九号)第四百二十条第一項及び第二項並びに第四百二十二条(再審の理由)の規定は、前項の再審の請求に準用する。

10 第五十六条 無効にした意匠許可に係る意匠権が再審により回復したとき、又は拒絶すべき旨の審決があつた意匠権の設定の登録がより意匠権の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者、その実施又は準備をしてている意匠及び事業の目的の範囲において、その意匠権について通常実施権を有する。

第三項において準用する特許法第二十五条の規定により意匠権を享有することができない者には、その意匠許可が同号に該

いて、その意匠許可を無効にするべき旨の審決が確定したときは、意匠権は、その意匠許可が同号に該

いて、その意匠許可を無効にするべき旨の審決が確定したときは、意匠権の効力は、当該審

(再審により回復した意匠権の効力の制限) 第五十五条 無効にした意匠許可に係る意匠権が再審により回復したときは、意匠権の効力は、当該審

(特許法の準用)

第五十七条 特許法第百七十三条规定

(再審の請求期間)並びに第百七十四条第一項から第三項まで及び第五项(審判の規定等の準用)の規定は、再審に準用する。

(訴願)

第五十八条 この法律又はこの法律に基く命令の規定により行政庁がした処分(補正の却下の決定、査定、審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定を除く。)に不服がある者は、通商産業大臣に訴願することができる。ただし、この法律の規定により不服を申し立てることができないこととされているときは、この限りでない。

(審決等に対する訴)

第五十九条 審決に対する訴、第五十二条において、又は第五十七条において準用する特許法第百七十四条第一項において、それぞれ準用する同法第百五十九条第一項において準用する同法第五十三条第一項における訴及び審判又は再審の請求書の却下の決定に対する訴は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

2 特許法第百七十八条第二項から第六項まで(出訴期間等)及び第一百七十九条から第一百八十二条まで(被告適格、出訴の通知、審決又は決定の取消及び裁判の正本の送付)の規定は、前項の訴に準用する。

(対価の額についての訴)

第六十条 第三十三条第二項の裁定を受けた者は、その裁定で定める対価の額について不服があるとき

は、訴を提起してその額の増減を求めることができる。

2 特許法第百八十三条第二項から第四項まで(出訴期間)及び第一百八十四条第二号(被告適格)の規定は、前項の訴に準用する。

第七章 雜則

(意匠原簿への登録)

第六十一条 次に掲げる事項は、特許庁に備える意匠原簿に登録する。

一 意匠権の設定、移転、消滅又は処分の制限

二 専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

三 意匠権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

四 又は登録に関して必要な事項は、法令で定める。

(意匠許可証の交付)

第六十二条 特許庁長官は、意匠権の設定の登録があつたときは、意匠権者に對し、意匠許可証を交付する。

2 意匠許可証の再交付について

第六十三条 何人も、特許庁長官に對し、意匠許可に關し、証明、書類の贈本若しくは抄本の交付又は通商産業省令で定める。

(証明等の請求)

第六十四条 意匠権者、専用実施権者又は通常実施権者は、通商産業省令で定めるところにより、許可

(意匠許可表三)

この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

(意匠公報)

第六十五条 意匠公報には、この法律に規定するものとのほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

(意匠公報の発行)

第六十六条 特許庁は、意匠公報を発行する。

ると認めるときは、この限りでない。

一 願書又は願書に添附した図面、写真、ひな形若しくは見本であつて、意匠許可がされていないもの

二 第十四条第一項の規定により開示する書類、ひな形又は見本に関する書類、ひな形又は見本に開示することを請求した意匠権に備える意匠原簿に登録する。

三 第四十六条第一項の審判に係る書類であつて、当該事件に係る意匠許可出願について意匠許可がされていないもの

四 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの

五 意匠許可表三

六 意匠公報には、この法律に規定するものとのほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

(意匠公報の発行)

第七十一条 意匠公報には、この法律に規定するものとのほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

(意匠公報の発行)

第七十二条 意匠公報には、この法律に規定するものとのほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

(意匠公報の発行)

第七十三条 意匠公報には、この法律に規定するものとのほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

(意匠公報の発行)

第七十四条 意匠公報には、この法律に規定するものとのほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

(意匠公報の発行)

第七十五条 意匠公報には、この法律に規定するものとのほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

(意匠公報の発行)

第七十六条 意匠公報には、この法律に規定するものとのほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

(意匠公報の発行)

第七十七条 意匠公報には、この法律に規定するものとのほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

(意匠公報の発行)

第七十八条 意匠公報には、この法律に規定するものとのほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

(意匠公報の発行)

第七十九条 意匠公報には、この法律に規定するものとのほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

(意匠公報の発行)

若しくは譲渡のために展示する行為

三 許可意匠又はこれに類似する意匠に係る物品以外の物品を製造させ若しくは使用させるため、又は譲渡し若しくは貸し渡すため、広告にその物品が許可された旨を表示し、又はこれを紛らわしい表示をする行為

四 意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれを紛らわしい表示をする行為

五 意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれを紛らわしい表示をする行為

六 意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれを紛らわしい表示をする行為

七 意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれを紛らわしい表示をする行為

八 意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれを紛らわしい表示をする行為

九 意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれを紛らわしい表示をする行為

十 意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれを紛らわしい表示をする行為

十一 意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれを紛らわしい表示をする行為

十二 意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれを紛らわしい表示をする行為

十三 意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれを紛らわしい表示をする行為

十四 意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれを紛らわしい表示をする行為

十五 意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれを紛らわしい表示をする行為

十六 意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれを紛らわしい表示をする行為

十七 意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれを紛らわしい表示をする行為

十八 意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれを紛らわしい表示をする行為

十九 意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれを紛らわしい表示をする行為

二十 意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれを紛らわしい表示をする行為

二十一 意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれを紛らわしい表示をする行為

二十二 意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれを紛らわしい表示をする行為

二十三 意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれを紛らわしい表示をする行為

二十四 意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれを紛らわしい表示をする行為

二十五 意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれを紛らわしい表示をする行為

た後は、請求することができない。

2 特許法の準用

第六十八条 特許法第三条から第五条まで(期間及び期日)の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。

3 特許法第六条から第二十四条まで及び第一百九十四条(手続)の規定は、意匠許可出願、請求その他の意匠許可に関する手続に準用する。

4 特許法第二十五条(外国人の権利の享有)の規定は、意匠権その他の意匠許可に関する権利に準用する。

5 特許法第二十六条(条約の効力)の規定は、意匠許可に準用する。

6 特許法第二十七条(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

7 特許法第二十八条(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

8 特許法第二十九条(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

9 特許法第三十条(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

10 特許法第三十一条(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

11 特許法第三十二条(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

12 特許法第三十三条(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

13 特許法第三十四条(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

14 特許法第三十五条(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

15 特許法第三十六条(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

16 特許法第三十七条(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

17 特許法第三十八条(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

18 特許法第三十九条(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

19 特許法第四十条(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

20 特許法第四十一条(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

21 特許法第四十二条(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

22 特許法第四十三条(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

23 特許法第四十四条(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

24 特許法第四十五条(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

25 特許法第四十六条(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

26 特許法第四十七条(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

27 特許法第四十八条(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

28 特許法第四十九条(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

29 特許法第五十条(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

30 特許法第五十一条(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

31 特許法第五十二条(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

32 特許法第五十三条(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

33 特許法第五十四条(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

34 特許法第五十五条(送達)の規定は、この法律の規定による送達に準用する。

(偽証等の罪)  
第七十二条 この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に對し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が事件の査定又は審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。  
(秘密を漏らした罪)

第七十三条 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に關して知得した意匠許可出願中の意匠に関する秘密を漏らし、又は盜用したときは、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

別表

	納付しなければならない者	金	額
一 意匠許可出願をする者	一件につき一千二百円(類似意匠にあつては、三百円)	金	額
二 意匠を秘密にする者	一件につき四百円(類似意匠にする者)	金	額
三 第十四条第四項の規定により意匠を示すべきことを請求する者	一件につき二百円	金	額
四 第十五条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承認の届出をする者	一件につき四百円(類似意匠にあつては、一百円)	金	額
五 第二十五条第一項の規定により解釈を求める者	一件につき三千円	金	額
六 裁定を請求する者	一件につき四千円	金	額
七 裁定の取消を請求する者	一件につき二千円	金	額
八 第四十三条第三項において準用する特許法第六十八条第一項若しくは第六十九条第一項若しくは第五十五条第一項の規定による期間の延長又は第六十八条第一項の規定による特許法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者	一件につき三百円	金	額
九 審判又は再審を請求する者	一件につき四千円	金	額
十 審判又は再審への参加を申請する者	一件につき四千円	金	額

第七十七条 証拠調又は証拠保全に關し、この法律の規定により特許

過料に処する。  
特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から呼出を受けた者が、正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、五千円以下の

この法律の施行期日は、別に法律で定める。  
附 則

十一 意匠許可証の再交付を請求する者	一件につき三百円
十二 第六十三条の規定により証明を請求する者	一件につき二百円
十三 第六十三条の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	一件につき三百円
十四 第六十三条の規定により書類のひな形又は見本の閲覧又は謄写を請求する者	一件につき八十円(意匠原簿にあつては、四十円)
十五 第意匠法施行法	一件につき八十九円(意匠原簿にあつては、四十円)
十六 第意匠法施行法	一件につき八十九円(意匠原簿にあつては、四十円)
十七 第意匠法(大正十年法律第九号。以下「新法」という。)第十八号。以下「旧法」という。)は、昭和三十五年四月一日から施行する。(意匠法の廢止)	一件につき八十九円(意匠原簿にあつては、四十円)
十八 第二条 意匠法(大正十年法律第九号。以下「新法」という。)は、昭和三十五年四月一日から施行する。(意匠法の廢止)	一件につき八十九円(意匠原簿にあつては、四十円)
十九 第三条 旧法による意匠権(制限付移転の意匠権を除く。)であつて、新法の施行の際現に登録してあるものは、新法の施行の日ににおいて専用実施権となつたものとみなす。	一件につき八十九円(意匠原簿にあつては、四十円)
二十 第四条 旧法による制限付移転の意匠権であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日ににおいて専用実施権となつたものとみなす。	一件につき八十九円(意匠原簿にあつては、四十円)
二十一 第五条 旧法第九条の規定による実施権であつて、新法の施行の際現に存するものは、新法の施行の日ににおいて新法第二十九条の規定による通常実施権となつたものとみなす。	一件につき八十九円(意匠原簿にあつては、四十円)
二十二 第六条 旧法第十条第一項の規定による実施権であつて、新法の施行の際に存するものは、新法の施行の日ににおいて、第十六条第二項の規定によりその例によるものとされた旧法第十条第一項の規定による実施権は当該審決が確定した日ににおいて、新法第三十条第一項の規定による通常実施権となつたもののみなす。	一件につき八十九円(意匠原簿にあつては、四十円)

第七十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第六十九条第一項、第七十条又は第七一条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第七十五条 第五十二条において、又は第五十七条において準用する特許法第七十四条第一項から第三項までにおいて、それぞれ準用する同法第七十五条第一項において準用する民事訴訟法第二百六十七条第二項又は第三百三十六条の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に對し虚偽の陳述をしたときは、五千円以下の過料に処する。

第一条 意匠法(大正十年法律第九号。以下「新法」という。)は、昭和三十五年四月一日から施行する。(意匠法の廢止)	一件につき八十九円(意匠原簿にあつては、四十円)
第二条 意匠法による意匠権(制限付移転の意匠権を除く。)であつて、新法の施行の際現に登録してあるものは、新法の施行の日ににおいて専用実施権となつたものとみなす。	一件につき八十九円(意匠原簿にあつては、四十円)
第三条 旧法による意匠権(制限付移転の意匠権を除く。)であつて、新法の施行の際に存するものは、新法の施行の日ににおいて新法第二十九条の規定による通常実施権となつたものとみなす。	一件につき八十九円(意匠原簿にあつては、四十円)
第六条 旧法第十条第一項の規定による実施権であつて、新法の施行の際に存するものは、新法の施行の日ににおいて、第十六条第二項の規定によりその例によるものとされた旧法第十条第一項の規定による実施権は当該審決が確定した日ににおいて、新法第三十条第一項の規定による通常実施権となつたもののみなす。	一件につき八十九円(意匠原簿にあつては、四十円)





紹介議員 谷口弥三郎君

九州地方を開発して地域住民の福祉を図るとともに、国民経済の発展は寄与することは、ひとり国土総合開発の上ばかりでなく、わが国産業經濟の振興上最も重要な緊急と認められているところであるから、政府は今次通常国会において、開発推進のための基本的三法である九州地方開発法、九州地方開発公庫法、九州開発株式会社法の早急なる成立を期せられたいとの請願。

第五九〇号 昭和三十四年一月二十日  
六日受理

小売商業特別措置法案の一部修正等に関する請願

請願者 福岡県糸島郡前原町大字前原三五六ノ一糸島  
消費生活協同組合理事長 田中一

紹介議員 吉田 法晴君

生活協同組合は、国民の自發的な生活協同組織の発展を図り、国民生活の安定と生活文化の向上を期する目的として、戦前の産業組合法に引継ぎ、昭和二十三年制定され、戦前、戦後の物価安定のために社会的な役割をはたしてきた。しかるに政府提案にかかる小売商業特別措置法案第三条、第四条によると組合の活動を不当に抑圧しようとする規制が加わるとしているから、同法案の審議に際しては、かかる不当な条文を削除すると共に、消費生活協同組合法を改正し、員外利用を認められる等生協活動の現状にあらうより改定せられたいとの請願。

第六四五号 昭和三十四年一月二十日  
八日受理

小売商業特別措置法案の一部修正等に関する請願(十一通)

請願者 北海道赤平市字豊里六八赤間炭鉱生活協同組合理事長 三浦泰助外

会において、開発推進のための基本的三法である九州地方開発法、九州地方開発公庫法、九州開発株式会社法の早急なる成立を期せられたいとの請

願。

第六六三号 昭和三十四年一月二十日  
九日受理

小売商業特別措置法案の一部修正等に関する請願

請願者 烏取市川端一ノ四八鳥取県東部労働者消費者生活協同組合長 中野芳

紹介議員 中田 吉雄君

この請願の趣旨は、第五九〇号と同じである。

第六四六号 昭和三十四年一月二十日  
八日受理

鉱業法の一部改正に関する請願

請願者 福岡県田村郡大越町早渡

紹介議員 大河原一次君

鉱業法では許可を取つてから六箇月以内に開発工事に着手することになつてゐるにもかかわらず法どおり実施されないためにいたずらに資源をねむら

めの権利としないこと、(二)発掘権取

得後工事着手までの間は関係地主及び部落世帯主にいくぶんの補償を行うこと等について鉱業法の一部を改正せら

れたいとの請願。

二月七日本委員会に左の案件を付託さ

れた。

二月七日本委員会に左の案件を付託さ

地区内において製造業(物品の加工修理業を含む)、電気供給業又はガス供給業を営む者(以下「事業者」という。)に対し、その業務

の状況について報告をさせることができる。

第八条 専門の事項を調査させるため、審議会に専門委員を置くことができる。

第四条 通商産業大臣は、第二条第一項の調査及び前条の報告に基いて工場立地調査簿を作成し、事業者、工場又は事業場を設置しようとする者その他これを利用しようとする者の閲覧に供するものとする。

第五条 前項の工場立地調査簿には、前条の報告により知り得た事業者の秘密に属する事項を記載してはならない。

(工場立地の調査)

第一条 この法律は、工場立地の適正化に資するため、工場適地の調査及び工場又は事業場の設置に関する助言を行い、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(工場適地の調査)

第二条 通商産業大臣は、あらかじめ、調査する地区、調査の方法その他調査に関する重要事項について工場立地調査審議会の意見をきいて、工場適地の調査を行ふものとする。

第三条 前項の調査は、当該地区内の団地を実地に調査し、並びに当該地区の地形、地質その他の自然条件及び用水事情、輸送条件その他の立地条件に関する資料を収集することにより行う。

(報告)

第三条 通商産業大臣は、前条第一項の調査を適正にするため必要があるときは、政令で定めるところ

(二)同一地帯における百年以上も掘りつくせないほどの大きな資源は一人占めるべきこと。

第七条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、工場立地に関する審議会のある者のうちから、通商産業

工修理工事の施工者(以下「施工者」といふ)のうちから、施工者

が任命する。

3 委員の任期は、一年とする。

4 委員は、非常勤とする。

5 委員は、非常勤とする。

6 委員は、非常勤とする。

7 委員は、非常勤とする。

8 委員は、非常勤とする。

9 委員は、非常勤とする。

10 委員は、非常勤とする。

11 委員は、非常勤とする。

12 委員は、非常勤とする。

13 委員は、非常勤とする。

14 委員は、非常勤とする。

15 委員は、非常勤とする。

16 委員は、非常勤とする。

17 委員は、非常勤とする。

18 委員は、非常勤とする。

19 委員は、非常勤とする。

20 委員は、非常勤とする。

21 委員は、非常勤とする。

22 委員は、非常勤とする。





## (認定の有効期間)

第十七条 認定の有効期間は、その認定をした日から六月をこえない範囲内において特定貨物の品目ごとに政令で定める期間とする。

## (適用除外)

第十八条 第十五条の規定は、一時的に出国する者が本人の使用に供することを目的とする特定貨物であつて必要と認められるものを携帯して輸出する場合その他通商産業省令で定める場合は、適用しない。

## (通商産業省令への委任)

第十九条 この章に定めるもののほか、認定の申請の手続その他認定に關し必要な手続的事項は、通商産業省令で定める。

## (第四章 認定機関)

## (指定期間)

第二十条 第三条第一項の指定は、通商産業省令で定める区分ごとに登録及び認定を行おうとする者の申請により行う。

## (欠格条項)

第二十一条 次の各号の一に該当する者は、第三条第一項の指定を受けることができない。

一 この法律又は外国為替及び外汇貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十九号)、輸出入取引等の秩序の確立に関する法律若しくは輸出検査法(昭和三十一年法律第九十七号)に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第三十一条第一項の規定により指定を取り消され、取消の日から二年を経過しない者

## (三 その業務を行う役員のうちには)

第一号に該当する者がある者

## (指定基準)

第二十二条 通商産業大臣は、第三条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときだければ、その指定をしてはならない。

## (一 登録及び認定に必要な資料を有すること)

二 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者がデザイナ又は商標の審査を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること。

(三 登録又は認定を行うため通商産業省令で定める地域ごとに同一の旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

四 通商産業大臣は、第二項の認可をし、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(四 通商産業大臣は、第二項の認可をし、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

五 登録及び認定の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行ふことによつて登録及び認定が不公正になるおそれがないものであること。

(五 登録及び認定の業務以外の業務を行ふことによつて登録及び認定が不公正になるおそれがないものであること。

六 登録及び認定の業務を適確に行はるものであること。

(六 登録及び認定の業務を適確に行はるものであること。

七 その指定をすることによつて申請に係る特定貨物のデザインの登録及び認定並びにその特定貨物に附される商標の認定の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(七 その指定をすることによつて申請に係る特定貨物のデザインの登録及び認定並びにその特定

貨物に附される商標の認定の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(八 登録及び認定の業務規定で定めるべき事項は、

九 通商産業省令で定める。

(十 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務規定が登録及び認定の

（指定期間）

(十一 通商産業大臣は、第三条第一項の指定をしたときは、その認定機関の名称、住所、同項の

（登録及び認定の業務を行ふ事業所の所在地を官報に公示しなければならない。

(十二 通商産業省令で定める区分並びに登録及び認定の業務を行ふ事業所の所在地を官報に公示しなければならない。

（登録及び認定の業務を行ふ事業所の所在地を官報に公示しなければならない。

(十三 通商産業大臣は、第三条第一項の指定をしたときは、その認定機関は、登録及び認定の業務を行ふ事業所の所在地を変更しよるとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

(十四 通商産業大臣は、前項の許可を休止し、又は廢止してはならない。

（業務の休廃止）

(十五 通商産業大臣は、前項の許可を休止し、又は廢止してはならない。

（事業計画等）

(十六 通商産業大臣は、前項の許可を休止し、又は廢止してはならない。

（指定期間の取消等）

第二十三条 通商産業大臣は、第三条第一項の指定を行ふ事業所の認定機関は、登録及び認定の業務を行ふ事業所の所在地を変更しよるとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

第二十四条 認定機関は、登録又は認定を行ふべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その審査をしなければならない。

第二十五条 認定機関は、登録及び認定の業務に関する規定(以下「業務規定」という。)を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。又は認定をしたとき。

第二十六条 認定機関は、通商産業大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は登録及び認定の業務の停止を命じたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

第二十七条 認定機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しよろとするとき、同様とする。

第二十八条 認定機関の役員又はデザイナ若しくは商標の審査を行う者の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。

第二十九条 認定機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録又は認定の業務に関しても知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第三十条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定機関に対し、その業務に関する命令を下すことができる。

第三十一条 認定機関は、その認定機関との連絡をする特定貨物が輸出検査法第二条をする特定貨物が輸出検査法第二

公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規定を変更すべきことを命ずることができること。

他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三十二条 認定機関は、帳簿を備え、登録及び認定に關し通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

(検査機関との連絡)





「第十一條第一項中「前条第一項」を

「第十一条第一項」は、「又は織物幅出

機」を、「織物幅出機又は紡糸機」に

改め、同条第二項中「又は織物幅出

機」を、「織物幅出機又は紡糸機」に、

「又は働き長さの合計が」を、「働き

長さ又は能力の合計が」に、「又は働

き長さの合計を」を、「働き長さ又は

能力の合計(以下「公告数」という。)

を」に、「公正な方法でくじを行い」

を「次に定めるところにより」に改

め、同項に次の二号を加える。

一 前項の規定により仮登録をす

べき精紡機、織物幅出機又は紡

糸機のうちに優先設備があると

き。

イ その優先設備の錘の数、働

き長さ又は能力の合計が公告

数をこえないときは、まずそ

設備について公正な方法でく

じを行い、仮登録をすべきも

のを定めること。

ロ その優先設備の錘の数、働

き長さ又は能力の合計が公告

数をこえないときは、まずそ

の優先設備を仮登録をすべき

ものと定め、なお残余がある

ときは、その残余の範囲内

で、他の精紡機、織物幅出機

又は紡糸機について公正な方

法でくじを行い、仮登録をす

べきものを定めること。

二 前項の規定により仮登録をす

べき精紡機、織物幅出機又は紡

糸機のうち優先設備がないと

きは、公正な方法でくじを行

い、仮登録をすべきものを定め

「第十一條第一項」を「第十一条第一項」に改め、

同条の次に次の二条を加える。

(仮登録事項の変更)

第十一條の二 前条第一項の仮登録

を受けた者は、第七条第一項第一

号に掲げる事項を変更しようとする

ときは、その変更の内容を記載

した仮登録事項変更申請書を通商

産業大臣に提出しなければならな

い。

2 通商産業大臣は、前項の規定に

よる届出があつたときは、織維工

業設備台帳の記載を変更しなけれ

ばならない。

第十二條第一項中「前条第一項」を

「第十一條第一項」に、「若しくは織

物幅出機」を、「織物幅出機若しくは

紡糸機」に、「又は織物幅出機」を、「織

物幅出機又は紡糸機」に、「前条第四

項」を「第十一條第四項」に改める。

第十三條中「又は織物幅出機」を

「織物幅出機」に、「前条第四

項」を「第十一條第四項」に改める。

三 織物幅出機の種類を変更する

場合は、クリップ式織物幅出機

とピン式織物幅出機との間の交

更又はクリップ式織物幅出乾燥

機とピン式織物幅出乾燥機との

間の変更であること。

第十一條の三 第十一條第一項の仮

登録を受けた者は、第七条第一項

第三号又は第四号に掲げる事項に

変更があつたときは、遅滞なく、

その旨を通商産業大臣に届け出な

ければならない。

第十五條第一項中「又は織物幅出

機」を、「織物幅出機又は紡糸機」に、

「又は働き長さ若しくはその合計」

を、「働き長さ若しくはその合計又

は能力若しくはその合計」に改め

る。

第十六條並びに第十七条第一項及

び第二項中「又は織物幅出機」を、「織

物幅出機又は紡糸機」に改める。

第十八条第一項中「又は織物幅出

機」を、「織物幅出機又は紡糸機」に、

「又は織物の加工」を、「織物の加工

又は紡糸機」に改める。

第二十一条中「又は織物幅出機」を

「織物幅出機」に、「又は織物の加

工」を、「織物幅出機又は紡糸機」に改

め、「織物の加工」に改める。

第二十二条中「又は織物幅出機」を

「織物幅出機」に、「又は織物の加

工」を、「織物幅出機又は紡糸機」に改

め、「織物の加工」に改める。

第二十三条中「若しくは織物幅出

機」を、「織物幅出機若しくは紡糸

機」に、「若しくは織物幅出機」を

「織物の加工」に改める。

第二十四条第一項及び第二項中「若

しくは織物幅出機」を、「織物幅出機若

しくは紡糸機」に改め、「糸」の下に

「化学織維」を、「織物幅出機」の

下に「紡糸機」を加え、「同条第二項

中「又は織物幅出機」を、「織物幅出

機又は紡糸機」に改める。

第二十六条第二項中「糸」の下に

「化学織維」を加える。

第二十四条第一項中「昭和三十五

年度」を「昭和三十七年度」に、「若

しくは織物幅出機」を、「織物幅出機若

しくは紡糸機」に改め、「糸」の下に

「化学織維」を、「織物幅出機」の

下に「紡糸機」を加え、「同条第二項

中「又は織物幅出機」を、「織物幅出

機又は紡糸機」に改める。

第二十九條第一項中「糸」の下に

「化学織維」を加える。

第四十条第一項中「又は織物幅出

機」を、「織物幅出機又は紡糸機」に、

「又は織物の加工」を「織物の加工

又は紡糸機」に改める。

第四十一条第一項中「又は織物幅出

機」を、「織物幅出機又は紡糸機」に改

め、「又は織物の加工」を「織物の加工

又は紡糸機」に改める。

第四十二条第一項中「又は織物幅出

機」を、「織物幅出機」の下に「紡糸機」を

に、「又は織物の加工」を「織物の加工

又は紡糸機」に改める。

第四十三条第一項中「又は織物幅出

機」を、「織物幅出機」の下に「紡糸機」を

に、「又は織物の加工」を「織物の加工

又は紡糸機」に改める。

第四十四条第一項中「又は織物幅出

機」を、「織物幅出機」の下に「紡糸機」を

に、「又は織物の加工」を「織物の加工

又は紡糸機」に改める。

第四十五条第一項中「又は織物幅出

機」を、「織物幅出機」の下に「紡糸機」を

に、「又は織物の加工」を「織物の加工

又は紡糸機」に改める。

納付しなければならない者	金額
口 その他の場合	一錘につき三円
二 第十条第一項の登録申請書を提出する者	一錘につき五円
三 第十一條の二第一項の登録申請書を提出する者	一錘につき三円
四 第十二条第一項又は第十四条第一項を提出する者	一錘につき三円

精 紡 機	織 物 幅 出 機	紡 糸 機
一錘につき六千円に一錘につき三円を加算し	一錘につき六千円に一錘につき三円を加算し	一錘につき一千円を加算し
二錘につき一万円に一錘につき五円を加算し	二錘につき一万円に一錘につき三円を加算し	二錘につき一千円を加算し
三錘につき一万円に一錘につき五円を加算し	三錘につき一万円に一錘につき三円を加算し	三錘につき一千円を加算し
四錘につき一万円に一錘につき五円を加算し	四錘につき一万円に一錘につき三円を加算し	四錘につき一千円を加算し

能力一キログラム又はその端数につき十円
一錘につき一千円を加算し
二錘につき二千円を加算し
三錘につき三千円を加算し
四錘につき四千円を加算し

能力一キログラム又はその端数につき十円
一錘につき一千円を加算し
二錘につき二千円を加算し
三錘につき三千円を加算し
四錘につき四千円を加算し

能力一キログラム又はその端数につき十円
一錘につき一千円を加算し
二錘につき二千円を加算し
三錘につき三千円を加算し
四錘につき四千円を加算し

能力一キログラム又はその端数につき十円
一錘につき一千円を加算し
二錘につき二千円を加算し
三錘につき三千円を加算し
四錘につき四千円を加算し

能力一キログラム又はその端数につき十円
一錘につき一千円を加算し
二錘につき二千円を加算し
三錘につき三千円を加算し
四錘につき四千円を加算し

能力一キログラム又はその端数につき十円
一錘につき一千円を加算し
二錘につき二千円を加算し
三錘につき三千円を加算し
四錘につき四千円を加算し

能力一キログラム又はその端数につき十円
一錘につき一千円を加算し
二錘につき二千円を加算し
三錘につき三千円を加算し
四錘につき四千円を加算し

